

厚 生 委 員 会

平成 2 6 年 9 月 9 日 (火)

## 厚生委員会

日 時 平成26年9月9日(火) 午前10時00分開会—午後4時09分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、竹内副委員長、田島、竹原、出口、中原  
奥野議長、小川副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 道工、反保、豊国、辻下、鍛冶

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長  
保井まちづくり戦略室長、古橋しあわせ創造部長  
古谷総務部長、四至本財政改革部長、  
岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事  
串山しあわせ創造部理事、竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長  
阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長  
波戸元しあわせ創造部住民生活課長、  
松井しあわせ創造部保険年金課長、池下しあわせ創造部高齢福祉課長  
立石しあわせ創造部多奈川保育所長、門前保健センター所長  
松本しあわせ創造部保険年金課主幹兼係長  
松下しあわせ創造部地域福祉課主幹兼係長  
貴治しあわせ創造部高齢福祉係長、橋野しあわせ創造部介護保険係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は6名全員出席で、欠席委員はゼロです。欠員1名です。

理事者におかれましては、全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより厚生委員会を開きたいと思いますが、皆さん、いつものことですが、携帯電話のほうをよろしく願います。

9月3日の本会議において本委員会に付託を受けました議案11件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者におかれましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、質疑についての理事者の答弁は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することを委員の皆さんご了承願いたいと思います。

議案第45号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 それでは、平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、歳入からご説明いたします。

14国庫支出金、1国庫負担金、1民生費国庫負担金、社会福祉費負担金229万7,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、障害者自立支援給付費負担金（精算分）118万2,000円、障害者医療費負担金（精算分）111万5,000円となっております。平成25年度の出納閉鎖後に国のへ実績報告を行うとともに、対象経費の精算を行いまして、国負担分の不足額についての精算に伴う歳入となっております。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金としまして100万1,000円の増額補正です。

これは障害児通所給付申請が追加で4件あったことに伴いまして、障害児施設措置費

(給付費) 負担金を補正し、歳出で補正する障害児通所支援費に充当するものです。なお、負担率は2分の1です。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 続きまして、15府支出金、1府負担金 1民生費府負担金、社会福祉費負担金64万8,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、先ほど国庫負担金でご説明いたしましたことと同様で、大阪府負担金の障害者医療費負担金(精算分)でございます。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金としまして50万円の増額補正です。

これは先ほどの国庫負担金と同じく、障害児通所給付申請が追加で4件あったことに伴いまして、障害者施設措置費(給付金等)負担金を補正し、歳出で補正する障害児通所支援費に充当するものです。なお、負担率は4分の1です。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 続きまして、2府補助金、老人福祉費負担金としまして地域福祉・子育て支援交付金(介護保険特別枠)として14万1,000円の増額補正を行うものです。

この交付金につきましては、門前兵庫老人憩いの家の畳が老朽化したことに伴い、その修繕のため大阪府に交付金の追加協議したものです。補助率は10分の10です。

以上、歳入は、当委員会付託分といたしまして、合計458万7,000円の増額補正です。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

資料の2ページをご参照ください。

3民生費、1社会福祉費、老人憩いの家維持補修費といたしまして14万1,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、大阪府の地域福祉・子育て支援交付金(介護保険特別枠)を活用いたしまして、門前・兵庫老人憩いの家の畳が老朽化しているため、畳表がえをするものです。

続きまして、認知症地域支援事業としまして3万4,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、介護保険事業費補助金返還金ですが、平成26年1月から10分の10の補助率の国庫補助金を活用いたしまして、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しておりましたが、賃金の確定に伴い返還金が生じたため、返還を行う

ものです。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 続きまして、2児童福祉費、1児童福祉総務費、障害児通所支援費（経常）としまして200万9,000円の増額補正です。

内訳は、障害児通所支援給付費が200万4,000円。この支援の内容は、放課後デイサービスが2人、運動療養施設利用が2人でございます。それと、この支援に係る国保連合会への審査支払手数料が5,000円です。なお、歳入の国・府からの障害児施設措置費（給付費等）負担金を充当いたします。

続きまして、障害児通所支援費（臨時）としまして11万円2,000円の増額補正です。

これは障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の精算による返還金でございます。

門前保健センター所長 続きまして、4衛生費、1保健衛生費、予防接種経費としまして25万6,000円を増額補正するものです。

内容としまして、予防接種法施行令の一部改正により、水痘（水ぼうそうです）、及び高齢者肺炎球菌が法律で定められた定期予防接種の対象となり、この10月1日から施行となります。水疱瘡及び高齢者肺炎球菌ともに泉佐野市以南の3市3町乗り入れて、医療機関での実施となります。

なお、高齢者肺炎球菌につきましては、現在行っている予防接種費用助成事業と並行して実施するものです。

今回の補正につきましては、予防接種に係る経費のうち不足が見込まれる事務費について計上するもので、問診票作成のため印刷製本費14万2,000円、対象者への個別案内通知の郵送料として11万4,000を計上しております。

以上、当委員会付託分としまして、合計255万2,000円の増額補正でございます。説明は以上です。

川端委員長 ただいまの説明に対して、委員の皆さん、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないですか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第45号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第45号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第46号「平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）」の件を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松井しあわせ創造部保険年金課長 平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）

の件につきましてご説明させていただきます。

資料の3ページをごらんください。

歳入ですが、1繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして982万円の増額補正でございます。

続きまして、歳出ですが、11諸支出金、1償還金及び還付加算金、償還金といたしまして982万円の増額補正でございます。

内容につきましては、前年度の医療費及び特定健康診査等の確定に伴う精算分としまして、特定健康診査等国庫負担金返還金53万4,000円、同じく、府費負担金返還金53万4,000円、退職者医療療養給付費等交付金支払基金返還金875万2,000円をそれぞれ返還するものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出同額の982万円の増額補正でございます。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

川端委員長 ただいまの説明に対して委員の皆さん、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第46号「平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）」の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第46号は、本委員会において可決されました。

議案第47号「平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）」の件を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業）補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

委員会資料の4ページをご参照ください。

歳入につきましては、13繰越金、1繰越金として2,811万円の増額補正でございます。

この繰越金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う剰余金を繰り越しするもので、国・府支払基金への前年度精算金としての支出と、介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

次に、歳出におきまして、7諸支出金、1償還金及び還付加算金として969万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴う精算返還金でございます。内訳といたしまして、介護給付費国庫返還金321万3,000円、同府費負担金返還金212万8,000円、同支払基金交付金返還金119万5,000円、地域支援事業交付金支払基金返還金170万2,000円、同国庫返還金97万4,000円、同府費返還金48万7,000円でございます。

続きまして、9基金積立金、1介護給付費準備基金積立金といたしまして1,841万1,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、前年度の給付費の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出とも2,811万円の増額補正でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

川端委員長 ただいまの説明に対して、委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 ただいまの説明の中で、介護給付費準備基金積立金について確認をさせていただきます。

来期から新たな保険料の設定という時期に入っておりまして、大変ご苦労されているところかと思えますけれども、来期からの保険料の抑制のためにこの基金も充てていくということによかったかどうかということが1点と、この際ですので、来期の保険料の見通しについても少しお伺いできればと思います。

お願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 基金のほうですけれども、積み立てをしておりまして、これについては来期の保険料に原則として充てるものだというので、国のほうからの通知も来ておりますし、そういうふうを考えております。

保険料の見通しなんですけど、現在、国からの指示に基づいては、ワークシートを策定中でございます。金額のほうもまだ策定中ですので、見通しについてはここでは申し上げることができない状態でございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 基金の積立金については、来期の保険料に充てるということが確認をされたところでもあります。保険料についてはまだ不透明ということでありましたけれども、できる限りの抑制を図っていただけるようにこの場で求めておきたいと思えます。

川端委員長 答弁はよろしいですか。要望ということでね。

では、ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号「平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件に」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第47号は、本委員会において可決されました。

議案第49号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員長、たくさん聞きたいことがあるんですけど、幾つぐらいずつお聞きしたらいいでしょうか。

川端委員長 委員の皆さん、どう思いますか。

じゃあ、よろしくお願いします。

中原委員 では、委員会資料16ページのところで、はじめに確認をしたいんですが、第37条で利用定員というところがございます、その条の上から8行目に当たるんですけども、「上」というところから始まっている行なんですけれども、10以下となっているんですが、ここは人数の「人」という単位が抜けているんじゃないでしょうか。単純なことなので、まずはじめにお聞きをしたいと思いますけれども、これは配られた議案書と同じものでありますので、抜けているとしたら訂正をしていただきたいと思います。

川端委員長 どうですか。担当のほう、字句の修正についてお願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 申しわけございません。この文章の流れでいきますと、「10人」というのが正かと思います。再度確認をしまして、差しかえなりさせていただきますと思います。

川端委員長 そしたら中原委員、この件についてはちょっと時間くださいね。

じゃあ、お願いします。

中原委員 では、委員会資料6ページのこのページは上から（14）で始まっていますけれども、（16）について、法定代理受領について確認をさせていただきます。

実際の運用がどうなるのかという点について確認をするんですけれども、公立の幼稚園・保育所については法定代理受領という形で給付金のやりとりが行われるということでいいのかどうか確認をさせてください。

それから、同じ6ページの一番下の第4条、利用定員にかかわって、第4条は6ページから7ページにわたっているものでありますけれども、特定教育・保育施設の利用定員の数について20人以上とするとあるんですけれども、現在は下の限度は設けていないのではないのかなと理解をしております、20人未満となった場合はどうするのか。この条例案でいきますと、20人未満となった場合は特定教育・保育施設は維持できないということになってしまいますので、その場合はどのようになさるといことなのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、続いて、7ページの上に2項があるわけですが、ここに区分ごとの利用定員というのがありまして、ここも現在の運用と変わることになるのかと思うので、お聞きをしておきたいと思います。

例えば、公立保育所の定員なんかでいきますと、どこどこ保育所は定員が何人ですよという表示しか現在はしておりませんが、この条例案に基づいた運用ということになりますと、3歳以上が定員何人です、3歳未満は何人です、また、3歳未満の中でも1歳未満は定員何人、1歳以上は何人というように細かく区分をされて利用定員が定められるということになるのか、お聞きをしたいと思います。

とりあえず、3点お願いします。

川端委員長 この3点についての答弁をお願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、1点目の法定代理受領でございますが、委員お示しのとおり、そのとおりでございます、保育所、幼稚園が代理受領するという形になります。

それから、2点目の利用定員で20人以上とするということで、それを下回った場合はどうするのかということにつきましては、少し時間をいただきまして確認させていただきます、後でお答えさせていただきたいと思います。

それから、利用定員のほうで区分ごとの詳細な設定をするのかどうかということで、この条例でいきますと、それぞれ3歳以上、それから1歳未満、1歳以上というような形で、細かく基本的に定めるということになっております。

古橋しあわせ創造部長 まず、利用定員のお話ですが、特定教育・保育施設の利用定員については20人以上とこの条例、もしくは国の基準でも定められております。

20人以下につきましては、小規模な、いわゆる家庭的保育事業というところで規程がございまして、あくまでも定員定数という概念でございまして、例えば、定員30名のところで子どもさんが10人しかないというところでも特定教育・保育施設というのは認定されるわけございまして、いわゆる定数を定めているものということでご理解いただきたいと思います。利用人数でそれぞれの施設体系が変わるものではないとご理解いただきたいと思います。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 今、部長のほうから重ねてご答弁いただきましたけれども、それはそれで結構かと思うんですが、まずはじめに確認したいのは、副理事が初めにお答えをいただきました「確認したい」というのは、今の部長の答弁で確認が必要なくなったということによろしいですか。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 そのような取り扱いでよろしくお願いいたします。

川端委員長 はい、どうぞ。

中原委員 はい、わかりました。

そうなりますと、岬町の実情、また実際に運用しようとしている事柄を反映するのが町の条例ですから、この20人以上とするというのは別に必要ないんじゃないのかなと思うんですけど、その点についてはどうお考えになるのかお聞きをしたいというのと、先ほどお聞きをした1点目の法定代理受領について、そのように行くと。法定代理受領という形で行うということを確認されましたので、このことについては今後もそれをしっかりと守っていただきたいと、このことについては意見を述べるにとどめたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 利用定員定数の問題でございまして、一つは、現行、岬町の場合は保育所、また幼稚園もそれぞれ定員の総数で条例化をしております。今度は認定区分ごとに先ほどの区分に従って定数を定めていくという必要がございまして。条例に書かれていますのは、特定教育・保育施設としての利用定員を定めたものでございまして、これを上回って、

当然、町のほうは保育所条例、あるいは幼稚園の条例規則等で利用定員を定めていくということになりますので、この条項は必要かというふうに理解しております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 何だかちょっとよくわからなかったですけど、町の条例が相反するような感じがしたんですけど、いいです。その地域で要望があったり、ニーズがあったり、保育に欠けるという子どもがいる場合に、20人以下であっても、例えば公立の保育所等運営をされていくということが先ほどの答弁が確認できましたので、公的な保育をしっかりと守っていただきたいと思います。

引き続き質問させていただきます。

7ページの第5条の2項の意味がわからないんですよ。平たく説明をしていただけないでしょうか。何回も読んだんですけど、理解がうまくできなくて、教えていただく必要があるなと思いましたので、この際、お聞きをしておきたいと思います。

それから、8ページの第6条にかかわってお尋ねをいたします。

6条については利用の申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等ということで、正当な理由がなければ保護者から申し込みがあったときに特定教育・保育施設は受けられるということが定められているわけですけども、少し具体的にお聞きをしたいと思います。

例えばですが、障害をお持ちのお子さんの保護者から希望があったと。申請がありましたということがあった場合にも、きちんと入所が保障されるのか、そういった件についてお聞きをしたいと思います。

もう一つ例を挙げますけれども、保護者との関係でトラブルがあるとか、滞納があるとか、そういった事柄についても、この正当な理由という範囲の中に入ると考えているのか。私は、保護者のニーズに応えたり、保育に欠ける子どもがいる場合は、きちんと保育を保障するという姿勢が必要だと思うんですけども、何らかの理由によってこれが拒まれてしまうと。そのことによって子どもたちの健やかな成長が阻害されるということがないのかということを懸念して質問するものであります。

二つお聞きします。

川端委員長 ただいまの質問2点に対して答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、1点目の7ページの第5条の第2項に文書の交付にかわるものとして電子機器を利用するというものでございまして、岬町の場合、現実的にはこの方法に

よるものではございませんで、文書により交付をするというのが原則で、これまでも運用してきたところでございます。

例えば、磁気ディスクでありますとか、CD-ROMでありますとか、そういう電子機器、電子媒体を用いて重要事項を記録して、それを電子媒体で交付するというをここで書かれていまして、余り現実的ではないなというように岬町の場合は考えておるところでございます。

それともう一つ、保育の関係でございますが、障害児保育、今現在も障害児保育を行っておりまして、利用を希望される障害をお持ちのお子さんについて受け入れをしているところでございます。この原則につきましては今後も継続をしていきたいというように考えているところでございます。

それと、例えば、滞納があると正当な理由になるのかということでございますが、広義の解釈すると正当な理由になり得るというふうに理解はしております。ただし、岬町の場合、例えば、分納制約であるとか、納付を勧奨いたしまして納付していただくよう交渉に努めているところでございまして、これによって退所をさせたり、そういう事例は今のところないというところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 第6条の正当な理由ということにかかわって、今、お答えをいただきましたけれども、現在も丁寧な運用をされているということが確認をされました。もちろん保育料の滞納等、また保護者とのトラブル、いろんなクレーム等についても苦慮されているところもあるかとは思いますが、そういうことに対して、それを正当化するというものではありませんけれども、やはり丁寧な対応をとっていきながら、子どもたちの最善の利益のために何ができるのかという立場に立って今後も運用していただきたいと思います。

委員長、私ばかり質問していいですか。

川端委員長 ほかの方はまた中原委員が終わられてからされると思いますので、どうぞ。

中原委員 9ページの第8条についてお尋ねをいたします。

受給資格等の確認というところにかかわってお尋ねをしますが、この受給資格の中には就労や妊娠・出産、同居親族・家族等の介護、いろいろな理由で子どもたちの認定を行っていくということになるわけですが、その中に保護者の求職活動についてはどのように扱おうと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、同居親族内に保育できる者がいるというケースについても、例えば、保育を

担当する者が高齢であるとか、そういったことで子どもの健全な成長のためには必要であると言われる場合にも、この資格として認められるのかどうか、そういったことについてお聞きをしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、1点目、求職活動の部分につきましては、求職活動の要件については、今の現行制度でも認められておまして、求職活動している間、保育に欠けるといふ認識のもと保育を行っているという状況でございまして、これについては現行制度と変わりはないというように考えておりますし、また、同居親族の高齢化の部分につきましても、今、一定の年齢で高齢である方につきましては、保育の利用を今のところ認めておりますので、それらについても現行制度と余り運用は変わらないのかなというように考えているところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 求職活動について、期間は現在どのように運用されているのでしょうか。

川端委員長 答弁、お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 現行では1カ月というふうに規定されております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 1カ月ということが確認されたところでありますけれども、事情によっては1カ月でなかなか見つからないということもあるかと思っておりますので、そこについては柔軟な運用をお考えいただいたらどうかと思いますけれども、このことについていかがお考えかお尋ねをしたいと思っております。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 今、求職活動の部分については1カ月の保育ということで認定というか、今は許可ですけども、契約をして入所していただいておりますが、大体ほとんど1カ月以内に職が決まっているというような現状でございます。

ただ、1カ月で果たして今のときに就職が決まるのかというのは非常に不明確な部分もございまして、その辺については求職活動がきちんとされているというのが確認されましたら柔軟な対応もしていく必要はあるのかなというように考えているところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 求職活動の状況に応じて柔軟な対応を検討するというものでありますので、それは

前向きにお考えいただきたいと思います。

引き続いて、第8条の後段に当たる部分で保育必要量について確認をしたいと思います。

保護者の就労状況等によって保育の必要量というのが決まっていくということになるわけですが、そのことによって例えばですが、保育所の子どもが入る時間に差が出たりとか、そういうことは発生しないのかどうか少し心配に思いまして、お聞きをするところでもあります。

保護者は、あなたところのお子さんは1日何時間、月何時間から何時間と認定を受けるわけですが、その範囲内で子どもを預けるという形になりますから、決められた範囲を超えないようにということになっていきますと、ご家庭、働き方によっては登園時間に差が出たりということになって、実際の設定保育だとか集団づくり、そういったものに支障を来すようなことがないのかなということが少し心配なんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

川端委員長 答弁、お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 一応、保育時間に関しましては標準時間ということで、11時間ということで、一定の何時から何時までというところは定める必要があると思っております。ただ、その前後につきましては、一時預かり事業等を利用していただきまして対応していくことになろうかなというふうに考えております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 そうしますと、現状の運用に近いというか、現状の実際の保育所でしたら保育の状況と同じだということですね。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 基本的にはそういう形で差が出ても、そういう柔軟な対応もしていきたいというふうに考えております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 委員会資料10ページの3項というのがあるんですけども、そこにかかわってお尋ねをしたいと思います。

この3項の2行目で、当該特定教育・保育の支出の向上を図る上で特に必要と認められるとあります。これに対して、保護者に負担をさせることができるということでもありますけれども、具体的にはどういった事柄を想定されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、保護者負担にかかわることでもう少しお聞きをします。

その下の4項のところ、(1)からはじまっておりますけれども、この(1)から

(5)に掲げるものについては保護者負担を設けることができるということではありますが、(3)について少し詳しくお聞きをしておきたいと思っておりますけれども、この(3)で示されている内容について具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから、こういった保護者負担が適当だと思われるものについての負担を求めることができると思っておりますけれども、教育や保育を子どもが受ける中で必ず必要と思われるものや成長の上で欠かせない給食等ですね、そういったものについては保育料に含めるべきではないのかなと考えるんですけれども、その点についてのお考えはいかがかとお聞きしておきたいと思っております。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 委員会資料10ページの条例第13条の3項になるかと思っておりますが、この項には特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる場合は、特定教育・保育に要する費用見込額と費用基準額との差額の範囲内で設定する額、これはいわゆる上乗せ徴収と言われている部分でございます、上乗せ徴収できるという規定をここで設けておるものでございます。

この上乗せ徴収は、例えば公定価格、いわゆる今で言う運営費ですね、国の定める基準の運営費以上の基準を超えた職員配置でありますとか平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格では賄えない費用を賄うために徴収するものでございます。上乗せ徴収につきましては、施設の種類とか子どもの認定区分によらず、施設の判断で徴収をすることができるように規定をされているものでございますが、実態的には上乗せ徴収を検討する場合には、私立もございまして、私立がもしこの制度に移行した場合についてはご相談いただけるような仕組みも検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

したがって、公定価格の基準を超えて、まだそれ以上の質の向上を図ろうという部分について上乗せ徴収ができるという規定でございます。

それと、少し触れられましたけれども、4項にございまして(1)から(5)の部分につきましては、いわゆる実費徴収と呼ばれているものでございまして、この実費徴収につきましては、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担をさせることが適当と認められるという場合でございます、例えば文具代でありますとか制服代、行事の参加代、給食代、また通園バス代等がこの実費徴収に該当するというものでございます。

川端委員長 特に（３）の食事の提供のこともお願いします。

古橋しあわせ創造部長 （３）号にあります食事の提供に要する費用、これはいわゆる給食代のことです。ただ、ここで括弧書きにも書いていますように、法第１９条第１項第３号というのは、３号認定区分のことです。０歳から２歳までのお子さんの保育を必要とする子どもさんです。この子どもさんにつきましては、食事の提供に要する費用が除かれます。公定価格の中に含まれてますという解釈と同項２号、これは３歳児以上の子どもさんで保育の必要性のあるお子さんですが、このお子さんにつきましては、主食の提供に係る費用に限っては公定価格に含まれるという解釈です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

中原委員 一つ目にお答えをいただきました上乗せ徴収の問題で、私立の施設については何らかのルールを決める必要があるんじゃないかという、その事柄については前向きだと思うんですけども、検討するということは、これからということでもまだ固まっていないということだと思うんですけども、それは今年度中にはルール化することでもいいんじゃないか。

それから、給食について一定の公定価格の中に含むということが確認されたわけですが、私は、教育・保育の上で格差が出ないということを保障するためには、年齢によって給食代が出たり出なかったり、あとは制服だとか文具だとか、教育の保育の中で必ず必要とされているものについても、保育料の中できちんと保障することが必要なのではないかなと思ってまして、ここに書かれていることで言いますと、教育や保育の質に格差が生まれる懸念もありますし、１点目の上乗せ徴収にかかわっては際限なく何らかの形で保護者負担が発生するということも考えられたりしますので、この点についてはきちんと何らかのルール化をしていただくということを考えていただきたいと思います。

私立との関係でルールを設定するという事柄のみお答えをいただけますでしょうか。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 岬町には私立幼稚園が、今、２カ所ございまして、私立幼稚園の場合は、この子ども・子育て支援の新制度に移行するかしないか。しないという選択肢もございまして。次に、そのまま幼稚園のまま移行するという選択肢。もう一つは、幼稚園から認定子ども園に移行して新制度に移行するという、この三つのパターンが考えられます。それぞ

れの園、今、どういう形で、移行するのかわからないかも含めて検討しているところでございます。

先ほど申しあげましたルールというのもちよっと変な誤解があつてはいけないんですけども、まず、上乘せ徴収につきましては、保護者の同意を得た上で徴収することができるということで、今度は施設と保護者との契約行為になりますので、その上乘せ徴収も契約の一環として保護者の同意が必要になります。これがまず大きなルールでございます。

その上でルールづくりというか、町のほうも保育料を設定していく関係があるので、その上乘せ徴収を行う行わない、それらについてご相談をいただけないかということで今、申しあげたところでございまして、町はその上乘せ徴収を認める認めないという権限はございません。あくまでも保護者の同意によって上乘せ徴収ができるというものでございまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

町のほうはあくまでご相談いただいて、これはどうやというご意見等は言わせていただくのも可能かと思ひますので、それらについて相談をしていただく仕組みをつくりたいなというところでございまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 ただいまの説明は私立に限ることと理解したらいいんですね。公立については今の説明は当たらないと理解していいんですか。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 この新制度につきましてはの上乗せ徴収につきましては、公立、私立を区分して規定をしているものではございません。公立についても、例えば幼稚園の場合ですと、今、授業料に加えて給食代というのを別途徴収させていただいております。その部分については、当然、学校給食法等に基づいて調理の人員費や管理経費の一部を除いた主に賄い材料費、いわゆる食材費について徴収をしているものでございまして、公立幼稚園の場合についても、これは実費徴収をしているというふうに解釈をできるというものでございます。

上乘せ徴収につきましては、当然、公定価格の中に規定をされております人員配置であるとか、水準以上の施設整備を行うというところには、また議会にもご相談を申し上げる必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 公立については、何らかの議会としての監視ができるということでありましたので、

適宜ご報告をいただきたいと思います。

委員会資料の11ページの。

川端委員長 中原委員、すみません、運営上お尋ねします。また、次に移るんですよ。それで、今までの質問については、一つまだ字句の修正については回答をいただけていないけれども、一応終わっていますよね。そうですね。この件に関しましてまだたくさんご質問おありでしょうか。

中原委員 勘定します。

川端委員長 中原委員のご質問は、委員の皆さんにとっても大変勉強になるかと思うんですけども、これちょっと、ずっとお聞きしていたら、もう事前に勉強していらっしゃるのかなと思ひまして、できれば、ここの委員会では。

中原委員 委員長、あと三つ、四つぐらいです。

川端委員長 そうですか。委員の皆さんどうしましょう。さきにさせていただきますでしょうか。

では、中原委員、どうぞ。

中原委員 委員長、その前に事前に勉強していらっしゃるのかなっていうのはどういう意味でしょうか。

川端委員長 ごめんなさいね、私もすみません。質問、どうぞ。

中原委員 ちょっと不服ですけど、質問させていただきます。

11ページの第16条の2項に当たるところですけども、この点についてお尋ねをします。

特定教育・保育施設は、定期的に何らかの形の評価を受けるということと、その公表をするということが定められております。そういったことは、これまでなさってこられたのかということが一つと、それから評価について、ここに記述されているよりもう少しお聞きをしたいと思うんです。

評価をする者は誰なのか。どういう方を想定しているのか。ここで少し例として書かれていますけれども、どういった方々に評価をしていただくということを考えているのか。また、その定期ですね、1年に1回とか、そういった定期についてはどう考えているのか。それから、公表については、その公表の方法についてお聞きをしたいと思います。

今、四つぐらい言いましたから、とりあえずここでお答えをいただきたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 第16条に掲げております評価でございますが、今現在どのような評価

が行われているかというところでございますが、今現在については保育所そのものを評価するという作業は実施できていないというところでございます。

あと、どのような方がということでございますが、今、現実的にはここに書かれている以上のお答えはできかねますけども、まず保護者、それとその他の特定教育・保育施設の関係者、いわゆるその園の当該施設のまず職員を除いたその他の特定教育・保育の関係者、それと外部の者という形になっておりまして、外部の者にも評価していただく。ただ、外部の者がどういう有識者を選んでいくのかというのはまだ現在検討しているというよりも、国のほうも、こういう方が適当ではないかというようなことはまだ送られてきてないということでございます。

それと、もう一つは公表の仕方でございます。公表につきましては、ホームページ等で公表をしていくことが可能かなというように考えているところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 では、国からの指示に基づいて決めていくということなんですね。また、これは具体的に、例えば人数だとか、どういう立場の方とか、どれぐらいの定期で行うとか、そのあたりのことが決まればご報告をぜひいただきたいなと思いますので、お願いをしておきます。お願いでいいですよ。

川端委員長 答えは要りませんね。

中原委員 はい。

引き続きお聞きをいたします。

委員会資料の15ページの特別利用保育の基準という第35条についてお尋ねをします。

ここの第1項で書かれている事柄について確認をするんですけども、第1項については保育所に限るといふ、施設をまず保育所に限るとされていまして、法第19条第1項第1号の認定子どもに対してということでもありますので、これは1号認定の3歳以上の保育は必要ではない子どもに対する規程に当たるわけなんですね。一般的には幼稚園に行ったりしているような子どもたちが保育所に入ることが書かれているのかなと読んでいたんですけども、それは現実的には起こり得ることなんですか。

認定の作業の中で、何らかの形で保育に欠くということが必要なかなと思ってたんですけど、ちょっとここの理解がうまくできませんので、お聞きをしたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 今、委員ご指摘の第35条の特別利用保育の基準ということで、まず保

育所が1号認定、いわゆる3歳以上の保育の必要性のない子どもさん、いわゆる幼稚園に入園するべきであろうという子どもさんでございますが、その子どもさんについて保育所で保育をするというところの規程でございます。

これについては岬町の場合は現実的ではないというように考えております。また、次の第36条には逆、幼稚園で保育に欠ける3歳以上の子どもさんを幼稚園に通わすという規程でございます。これにつきましても、先ほども申し上げましたが、岬町では現実的ではないなというように考えています。

推察されるのは、例えば、一つの地域に幼稚園がない、保育所がないという場合に、また他の市町村に行かなければ幼稚園に通えないという地域もございます。それらの地域を想定した条項というように理解をしております、岬町の場合には幼稚園、保育所等ございますので、この基準については余り考えられないなというように考えているところでございます。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 私は、第36条については、別にそんなに現実的でないとは思ってないんですけど、お母さんがパートに短時間行ってはって、その時間、幼稚園に通う子どもなんかもいるわけでしょう。そのケースかなって思ったんですけど。

古橋しあわせ創造部長 第36条は、例えば、お母さんがパートに行っていて幼稚園に預ける、この場合も1号認定という形になりますので、委員ご指摘の話とはちょっと違うのかなというふうに思います。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 認定という事柄が出てきますので、理解いたしました。

あとは委員会資料の21ページ、附則にかかわってお尋ねをいたします。

附則の第2項なんですが、まず、特定保育所というのが何か私なりに一生懸命いろいろ調べたんですけど、よくわからなかったんです。ですので、その特定保育所という名称についての説明をいただきたいということと、それから、この2項をずっと次のページも含めて読んでいって、一番最後に、第6条及び第7条の規定は適用しないとあるんですけど、このあたりについても説明をいただきたいと思います。

もう1個、ごめんなさい。どこにかかわるということは申し上げにくいんですが、私立の幼稚園についてお尋ねをしたいと思うんです。

私立の幼稚園の連合会でしたか、ごめんなさい、名前を忘れちゃって。要望書が提出さ

れていたと思うんです。議会にももちろん提出されておりますし、岬町に対しても提出をされておりますけれども、その内容についてどのように受けとめ、また何らかの対策・対応をお考えでしたら、その点についてもこの場でこの際お聞きしておきたいと思います。

質問は以上です。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、附則の2項、3項に掲げております特定保育所という意味でございしますが、まず、特定保育所は、特定教育・保育施設のうち都道府県または市町村以外のものが設置する保育所というように私どもは理解をしております。いわゆる公立でないところと言うほうがすんなり通るかもわかりませんが、都道府県及び市町村以外のものが設置する保育所ということでございます。

ここに書かれていますのは、特定保育所は当分の間、いわゆる上乗せ徴収をする場合は町の同意を得なさいよということございまして、当分の間と示されています。この当分の間がどの程度かというのはまだわからないというところが一つでございます。

また、特定保育所は町からの保育の委託を受けたときは正当な理由のない限り、これを拒んではならないというように附則で規定をしております、町から利用あつせんとかした場合は、その子どもさんについて、正当な理由がない限り、これを拒めないということでございます。

正当の理由といえますのは、一つは定員超過等が考えられるかというように考えておるところでございます。

要望書の件につきましては、きちっとした文書ではまだ回答には至っておりませんが、この私立幼稚園のここの岬町私立幼稚園連合会ということで、教円幼稚園の園長がここの会長になっておりまして、教円幼稚園とは幾度かお話をさせていただいておりますし、これについてのご回答も、こういうことですよという確認をとりながら今現在しているということで、文書ではお答えをさせていただいていませんけれども、例えば、国が示す水準を十分満たす施設型給付を措置してくださいというように書かれてはいますが、この施設給付費につきましては、今もまだ国が公定価格等をイメージとして出されているもので、どの程度になるかというのは非常に不明確な分もございまして、これを受けて回答することは今はちょっと困難な状況ですわというお話はさせていただいているところでございます。

また、ここにも書かれてはいますが、幼稚園で移行した場合、一時預かりについて

は今度は町からの委託事業になりますので、それは委託事業として実施してほしい。これらの部分については、原則的には委託事業としていくべきかというふうに担当のほうは思っていますけども、それらの総合的な判断をまだ町のほうが下せるような時期ではございませんので、それらについても検討していきますというお答えはさせていただいてるところでございます、これについての明確なお答えは今のところいたしかねるなということで、幼稚園さんのほうにも、口頭ですけども、それなりの今の考え方なりは示させているというところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 特定保育所についてですが、都道府県と市町村以外が設置する保育所っておっしゃいましたけど、これは例えば私立の保育所とか、そういうことを指すのかということが一つと、それから、その項にかかわって第6条及び第7条の規定は適用しないと最後、締めくくられているわけなんですよ。適用しないということは、第6条や第7条では、正当な理由がなければ拒んではならないというのが当てはまりませんよということは、もう好き勝手拒むこともできると私、ちょっと読んで思ったんですけど、そこはどんな理解をすればいいんでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、最後にお答えいただきました私立の幼稚園からの要望書についてですけれども、確かに国の動向が明らかでない部分が往々にしてありますので、なかなか町としても考え方を示しづらいというところもありましょうし、また私立の幼稚園の側にとっても方向性を決めかねるというところが大いにあると思うんですけども、岬町の実情を考えれば、地域性の問題で、幼稚園については公立で淡輪しかありませんので、やはり深日や多奈川の地域については、私立の幼稚園に一定の公的な要素も含む幼稚園教育という部分を担っていただいている部分があると私は考えているんです。地理的な、地域的な問題ですけども、実情を見た場合にそういうことも言えると思いますので、できるだけの正当な要望に対する町としての支援はしていただきたいと、この場では私としても要望することどもめざるを得ませんけれども、今後またよく協議もしていただいて、運営、また教育について町としての援助をぜひしていただきたいと要望しておきたいと思います。

質問はさっきの1件で。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、先ほどの特定保育につきましても、都道府県及び市町村以外のものが設置する保育所ということで、保育所の場合、いわゆる私立と言われる社会福祉法人

が運営をされている保育所等もNPO等も参入が可能ですので、いわゆる公立でない一般的に言われる私立保育所を指すというふうに理解をしているところでございます。

それと、第6条、第7条の件については、当分の間、この規定は適用しないということで利用のあつせん、それと正当な理由がない場合の提供拒否という条項がございます。これらについては、非常に申しわけないんですけども、読み込みが足りない部分がございますので、私どもは原則として6条、7条は生きているもんやというふうに考えておりますので、この附則の部分につきましては素直に読めば適用しないということで、委員先ほどおっしゃるように、私立幼稚園が独自で決めれるのではないかという判断になるかというふうに考えているところでございます。ただ、これが設けられた意図等については少し時間をいただいて調べさせていただきたいなというふうに考えております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 最後に、これが設けられた意図はちょっと調べたいということでしたけれども、私は、書かれていることが正確にまず理解できることが大事なので、私がさっき言った正当な理由がない場合に拒んだらあきませんよと、町からあつせんの協力があつた場合に協力しなさいよと、この事柄を適用しないということは、独自に定めた運用ルールに基づいて入所の希望があつても、それを拒むことができたりしますよっていう理解でいいんですねと、そのことをもう一度確認させてください。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、ここには6条、7条は適用しないというふうに書かれております。ただ、3項にちょっとまた逆ですけども、児童福祉法の24条1項に基づく、保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないというふうに書かれておりますので、町のほうから委託をした場合は、これは正当な理由がなければ拒んではならないという条項を設けておりますので、委託については拒めないというふうに理解をしているところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 ということは、この第2に書かれていること、3に書かれていることは相反することが書かれているということになるんでしょうか。それともこの支援法そのものが非常に難解で複雑でありますので、その中では一応整合性がとれていることになるのか、ちょっと私もまだ研究不足の部分がありますので、この点については調べてということでありましたけれども、また研究をしていただいて、見解について明らかにしていただきたいと思

ます。宿題です。私も勉強しますので。

これは別に本日中でなくても結構です。また、お教えいただくように、後日でも結構ですので、わかり次第、教えていただきたいと思います。

長らくにわたる質問へのご協力、ありがとうございました。

川端委員長 先ほどの字句の修正のことについて、もういいですか。

どうぞ、総務部長。

古谷総務部長 条例案の第37条、特定地域型保育事業者の小規模保育事業の利用定員の定めるところで、6人以上10人以下という規定すべきところを「10人」の「人」が脱落しております、ミスプリントでございます。

ちなみに、附則の23ページになるんですけども、第6では、このところの経過措置を設けておりますが、こちらのほうは第37条第1項中ということで、「6人以上10人以下」とあるのはと引用して経過措置を定めておりますが、こちらのほうは正解になっておりますので、したがって、結論から言いますと、第37条の「10人」の「人」が脱落しているというのは事実でございます。

ちょっとご審議をいただきたいと思うんですけども、できれば大きな50条以上にわたる条例案でございますので、正誤表の提出等でご審議をお願いしたいというふうに思います。

川端委員長 委員の皆さん、了解していただけますか。

(「了解」の声あり)

古谷総務部長 それでは、速やかに準備しまして正誤表を配付させていただきますので、よろしくお取り計らいください。

川端委員長 そしたら、この委員会開催の間に提出していただけるんですね。

古谷総務部長 そのように取り計らいしたいと思います。よろしく申し上げます。

川端委員長 そしたら委員の皆さん、それでよろしいですか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 正誤表の配付ですけれども、所属委員、この構成委員会に所属している委員だけではなくて、全ての議員に、これは議案書ですからね。今、見ているのは委員会資料ですけど、議案書も同じように間違っていましたから、脱落していましたから、ほかの議員に対してもきちんと配付をし、訂正をしていただくように、それは大丈夫ですね。

古谷総務部長 議案書の訂正でございますので、全議員に配付させていただくということで準備

をします。

川端委員長 暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

休憩 午前11時17分

---

再開 午前11時34分

川端委員長 休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに質問ございませんか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 前の委員さんが結構細部にわたって質問していただいたので、ほぼ理解いたしましたんですけども、これは来年度に向けての国の施策の誘導的な大まかな事業ですわね。それをただいま見せてもらった中ではどれが妥当であるのかというのは、なぜかという、これは国の施策の誘導であって、地方分権という我々地方の条例文に合ったものでないと思うんです、私から見ましたら。これは国からの押しつけの部分であって、あくまでこれが100%の多岐にわたる条例の制定は正しいと、これは私は言いかねませんので、一つお願いしたいのは、細部にわたっていろいろ認定の方法についても、あくまで義務教育法という義務教育の部分ではないので、やはり園においても、いろんな障がい児にしても受け入れは、あくまで園の裁量によるものであって、これは押しつけるものでないと思うんです。

ということで、今、一つ例を申し上げましたが、ひとつお願いしたいのは、僕は小さい時分から親によく言われているのは、その馬に一度乗ってみて人には沿うてみということで、今回、大きな馬が国からの施策で誘導でおろされた。そやから、この馬に乗っていいのか悪いのか、それは誰が見てもわかりません。ということで、そない言うて乗らないわけにもいかないし、やはり一度乗ってみて落ちて痛さをわかっても、それも一つの勉強ですけども、大事なこれから将来ある子どもさんのことですので、やはり慎重にこういう条例を制定していただいて、我々の担う子どもさんのためにこういう立派な条例をこしらえてほしいんですけども、ともかく乗ってみないとわからないような馬に一度乗ってみると、国がこういう国策を誘導してくるのも、これも失礼と思うんですわ。

これは逆です。地方から国に上げて、国がおろしてくるという話ならともかく、大変、行政の担当課もご苦労されていると思います。それ以上に我々議会人としてもさっぱりわからん馬を持ってきやがったなど。何を考えとるねんというのが今、私の考えでございま

すので、反対はいたしませんけども、ひとつこの条例を施行するに当たって、公正公平な事業を進めていただきたいと。のめる部分のはめますと。のめない部分のはめませんよという国策の誘導にかからんように、担当課は、かしこく条例制定に向けてこの案を外れるようにひとつお願いしたいと。要望だけにとどめておきます。

川端委員長 要望ということでね、答弁よろしいですか。

田島委員 はい。

川端委員長 田島委員の質問が終わりました。

続きまして、竹原委員、どうぞ。

竹原委員 私から何点か確認をさせていただきたくて、私立幼稚園連合会からの要望書の中で確認してもらいたかったのが、保育所の募集の日についていうものの確認で、混乱を避けるため10月1日としてくださいとは書かれているんですけど、現状、幼稚園・保育所の募集に関して日にちに差があるのかなというのを一回確認させていただきたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、保育所については、まだ毎年そうなんですけども、募集の時期は10月以降という形になっております。

それと、私立幼稚園の場合は、この制度にのるかのかという選択肢がございますので、ここの連合会の会長さんであります教円幼稚園さんについては、例年どおり10月1日ぐらいから申し込みをしたいなというふうに考えているところでございます。

ただ、私立幼稚園の場合は選択肢がございますので、保護者に混乱のないように制度の移行によって若干手続も含めて変わるところがありますよというところは保護者にあわせてお知らせをするということで、国のほうからも一応示されたというよりも、Q&A等でそういう回答が国のほうからされているというところでございまして、私立幼稚園については、園児募集については例年どおり多分行うであろうと。ただ、その制度移行も踏まえて若干変更する可能性もありますよと保護者にはお伝えしていきたいと幼稚園のほうは考えておられるようでございます。

それと、公立幼稚園、淡輪幼稚園でございますが、淡輪幼稚園は9月8日から受け付けを開始しております。その際に入園の希望申し込みと合わせて認定、公立幼稚園の場合は新制度に移行するというのが必須でございますので、その場合に必要となる認定申請も合わせて配付を予定しているところでございます。できるだけ手続を簡素化するために入園希望の申し込みと認定申請を合わせて配付をして、申請をいただく予定としているところ

でございます。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 その点に関して混乱のないようにというのが大前提でございますので、また、町のほうでいろいろしていただいて、ややこしくないようにしていただければと思います。

それと、もう一つ質問なんですけれども、実際、私も保育所や幼稚園の運動会等々に何度か行かせていただいた中で、やはり少子化の波というのがかなり進んできておるかなど。現在、私立が二つの幼稚園と公立が一つ、保育所に当たりましては3保育所あるという中で、これだけ人数が減ってきた中で、実際に運営できていけるのかという心配があると思います。次年度、深日小学校に入学される1年生の見通しが1けたというような見通しもあるらしいので、幼稚園・保育所の幼児が減っているのかなと思っているんですけれども、本日、住民生活課の課長がおられますので、各年代別の動態というんですか、何歳の子は何人いてるとかいうのはつかめておられるのか、1回答弁いただきたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 26年4月1日の年齢別でございますけれども、0歳児が76人、1歳児が68人、2歳が98人、3歳が89人、4歳が89人、5歳が104人、5歳までの合計が524人という状況でございます。また、26年4月の総人口でございますけれども、1万6,843人、昨年の25年4月と比べますと309人減っておりまして、約1.8%減少しております。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 ただいま答弁いただいた中で、2歳児はちょっと増えていますが、だんだんと減っていつあるのかなと思いますので、多奈川の保育所を小学校に併設するとか、そういう施策で非常に盛り上げていただいている中、やはりちょっといろいろな手を打っていかなければ減り方も激しいのかなと思いつつ、こども園の本日の議題も勘案しながら、できるだけにぎやかな保育所、幼稚園、こども園の運営をしていただけるように努力していただきたいと、これは要望しかないんですけど、お願いしたいと思います。

川端委員長 要望ということでよろしいですか。

竹原委員 はい。

川端委員長 ほかに委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 今の質疑を聞いていて、岬町私立幼稚園連合会からの要望書にかかわって募集の時期の

ことなんですけれども、今、公立の淡輪幼稚園については9月8日から受け付けを開始しているということになるわけですよ。きのうからということですよ。ちなみに、その事柄については、この団体に対して報告ができる事柄であろうと思いますけれども、そういったことはきちんとされているのかどうか。

それから、保護者の混乱ということ为了避免のためこの要望書ではなっているんですけど、子ども・子育て支援新制度そのものが非常に私どもにとってもわかりにくい。保護者にとってはもっとわかりにくいと思うんですね。この制度そのものについての周知が必要なんじゃないかって思うんですけど、その事柄についてもどうやって周知を行うのか、行わないつもりなのか、その事柄についてお聞きをしたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 今、この子育て支援新制度の周知につきましては、インターネットの子育て支援課のところに国などのパンフレットを活用した周知をしているというところがございます。ただ、今のところそれ以上の決定をしてこうなりますよというところは、まだ、ご説明をさせていただいてないというところがございます。

それと、受け付けの部分につきましては、私立幼稚園、それと公立幼稚園も含めて例年どおりの時期でスタートをしたいということで、子育て支援センター、そこでプレゼンと言うたらおかしいんですけども、私立も含めた幼稚園・保育所が、保護者の方にそのPRも兼ねてプレゼンテーションのような形で年1回行っているんですけども、その中で若干触れられているというところがございます。私立が、10月1日を予定しているという話ですけども、教円幼稚園にお聞きをしたところは、10月1日ぐらいから予定をしたいというふうに聞いておりますけども、海星幼稚園については、まだそのようなご連絡もいただいていませんし、例年ですとそれぞれ別々にやっています、そういったつながりというものなかったので、それぞれで募集時期を設定して行われていたというところがございます。それらについて一定の、教円幼稚園についてはその考え方等も含めて事前に私どものほうに、こういうことも考えられるということでお聞きをしているというところがございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 周知についてですけども、今、行っている周知だけではやはり不十分だと言わざるを得ないと思います。いろいろ見えにくい部分がある中で、現時点では周知しづらいということもあろうかと思っておりますけれども、いずれかの段階で保護者に対してわかりやすい何ら

かの方策をご検討いただく必要があると思います。

それから、10月1日から募集を初めてくださいという要望には、団体に対して答えたのか答えてないのか、伝えたのか伝えてないのかという事柄でいいますと、きちんとこの要望書に基づいて伝えたという事実はないということでしょうね、今のお答えだとね。

それで、今、支援センターでのプレゼンっておっしゃいましたけど、園所紹介を毎年されていますね。そこでのことを指しておられるのだと思いますけれども、もちろん教円幼稚園も海星幼稚園もその場に関係者が行ってますから、そこで聞くことはできますけれども、やはりこういう形で文書によって団体から要望をいただいているということに対しては、町として誠実にお答えをするという姿勢が必要だと思うんですね。信頼関係の問題もありますので、答えられる事柄に限ってはきちんと答えていくというようなことだとか、また、答えについていつごろ見通しが出そうだというような事柄があれば、そういったことも含めて、いつまで待ってほしいとか、今、こういう状況だからということはお伝えしているようでありましたけれども、やはり誠意を持った対応というのが必要だと思います。

1点目の周知のことだけお答えいただけますか。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 一定の時期に保護者さんとまた住民さんに周知をする機会は必要なと思っております。

一つは保護者に、幼稚園も含めてそうなんですけれど、まず、入園申し込みしていただきますが、いわゆる私立も含めて保育料というのがまだ未確定やというところもあって、なかなか周知しづらい状況にあるというのが事実でございます。ことに私立幼稚園さんに当たっては、新制度にのっかるのかのっからないのか、こども園になるのかならないのかというところも、今現在、慎重に検討されているところでございますので、なおさら周知というのがなかなか難しいのかなど。一定それらの整理がついたところでは、保護者なり住民さんへの周知は必要やというように考えているところでございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では、皆さん、質疑ございませんか。副委員長もございませんか。

すみません、ちょっと私、1点だけお願いしたいですので、させていただいてよろしいですか。

今回の子ども・子育て支援新制度というのは、私が聞いているところによりますと、社会保障と税の一体改革の一環であり、また消費税率引き上げによる増収分を主な財源にて、

この財源に関しては、国としては私が聞いているのでは7,000億円って聞いているんですけども、それを財源に持って各地域でもって幼児教育や保育、地域の子育て支援など、質・量ともに充実させるのが、本来の今回の趣旨であるというように私は聞いておりますし、また、この財源につきましても、当初の予定よりもまだ増額するというのを、この間、私が国会議員との勉強会でも聞いてきました。

これは言うたら、全国的には待機児童を解消するっていうことが大きな目的もあるかと思えます。それとともに先ほども言いましたように、さらなる質の向上という、やはり就学前の幼児教育というのが本当に大事やということも言われております。岬町は幸いにおきまして待機児童はありませんし、そうなってきたときには、岬町がいかにニーズを的確にとらえて、また、それを施策としてやっていくかということだと思っておりますけども、そのためにも子ども・子育て会議を開催されていると思えます。子ども・子育て会議も何回かされていると聞いておりますけども、その中でニーズ調査もされているでしょうし、どんなニーズがっていうことをちょっとお尋ねしたいと思えます。

竹内副委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 子ども・子育て会議につきましては3回程度開かせていただいております。今後また順次、子ども・子育て支援事業計画の策定も含めていろいろご意見を頂戴していく必要があるなというように考えているところでございます。

先ほど委員おっしゃられましたように、この新制度につきましては、一つは教育・保育の総合的な提供ということ、それと質・量の向上・拡大というのが一つございます。もう一つは、子ども・子育て支援事業の拡大というのが大きな柱でございまして、これらについて保育の必要量も含めて、今、ニーズ調査をして、それらの集計をして、何回かの国のニーズ量の把握の変更等もございまして、それに今、対応して、順次、作業を進めているところでございます。

今、委員おっしゃられましたように、岬町の場合は待機児童がなくて、私立・公立含めて幼稚園・保育所とも定数を下回っているという状況にございまして、待機児童の問題については問題ないかなというように考えているところでございまして、主に今後、今、岬町で実施できていないファミリーサポートセンターでありますとか、病児・病後児保育、それらの子育て支援の方策、あるいは時期等について検討していく必要があります。また、それらについても子ども・子育て会議の中でご意見を頂戴していく必要があるのかなというように考えているところでございます。

いずれにしても、子ども・子育て支援事業計画につきましては今年度中に策定が必要でございますので、今、急いで素案を策定しているところでございます。これにつきましても、また、子育て会議の議論を踏まえて計画を立てて、それどおり実施していきたいと考えております。

担当としましては、制度は変わるんですけども、保育所・幼稚園については、私立幼稚園はどういうように移行されるかは別の話でありまして、公立保育所、公立幼稚園につきましては大きく教育内容が、また保育内容が変わらないように考えておりますので、その辺については現行の保育所、あるいは幼稚園で行っている教育・保育について一層充実をする方向で努めてまいりたいと考えております。

川端委員長 また、来年スタートするに当たりましては、また12月議会でも質問する機会もありますので、きょうのところは、さらなる皆さんのニーズに沿った充実ができるようにということ要望ということにしておきます。

竹内副委員長 それでは、委員長にかわります。

川端委員長 それでは、皆さん質疑がないようですので討論に移りたいと思うんですけども、討論に移る前に、先ほど中原委員が附則のところの項目で宿題って言われたことがちょっと私、気になっておりまして、宿題と言ったらこの議案について継続で審議していくということかなともとらえますので、ちょっと委員の皆さんにお諮りしたいんですけど、中原委員、やっぱり宿題、どうですか。私はそうとらえてしまったんですけども。

どうぞ。

中原委員 継続審議を求めるという意味での発言ではありません。継続審議を求める場合は、それ相応の言葉を使って求めるものでありますので、それを意図するものではありません。

川端委員長 ということで、勉強していくと私としてはとらえていきたいと思っております。では、もうこれをきちっと閉めていきたいと思っておりますので、討論に移りたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論ですけども、中原委員、どちらですか。反対ですか

じゃあ、反対討論、中原委員、どうぞ。

中原委員 本条例案に反対の立場で討論したいと思っております。

大きな理由としては、どの施設においても全ての子どもたちの健やかな成長と最善の利益が保障されるかどうかということに対する懸念がぬぐえないからであります。また、保護者のニーズにも十分に答えていく必要がありますけれども、このことについても不安を感じる点があります。

本条例作成に当たっては、担当課においては非常なご苦勞をされたことと思います。これは厚生労働省が示した案が、一度示されたものがまた正誤表がついてくるとか、そんなようなこともありましたから、そういった点にも慎重に対応をされ、大変なご苦勞をされたことと思いますけれども、大きな点での先ほど申し上げたとおりの不安がぬぐい去れないと感じるところがありますので、賛同はしかねるというものであります。

川端委員長 中原委員の反対討論が終わりました。

続いて、賛成討論ございませんか。

はい、賛成討論、田島委員、お願いします

田島委員 もろ手を挙げて賛成とは言いづらいんですけど、やはりこれからの子どものためのいろんな施策、国の方針も悪い方針ではないと思うんですけども、しかし、先ほど私、質疑で要望事項を申し上げたんですけども、やはり地方になじむ子育て、そういう方法をしていただかないと、まるっきり今の政権の国策の誘導に乗って、そのまま当てはめたこういう条例制定は私は反対するんですけども、先ほど要望したとおりに、やはり地域地域に見合った条例を地域の自治体が当てはめて、そして子どもの将来の育成に頑張ってくださいと、そういう考えを持って今回賛成の立場でしますので、もし途中でどうもうまくいかなかったら、また条例というものは途中で改正なり、いろんな手続論ができますので、とりあえず最初から反対でなく、一応、担当課の技量を期待いたしまして、今回、賛成討論としておきます。

川端委員長 では、次に、反対討論ございませんか。

賛成討論。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 私、田島委員の言うような感じで、もろ手を挙げてではないんですけども、やはり保育所と幼稚園の垣根っていうんですか、そこを一回見直すに当たって、このこども園というところに期待するものであります。

岬町の人口の動態もお聞きいたしまして、なお一層、子どもの教育・保育を充実するというのをまた検討していただいて、私たちが勉強していくという中で、賛成という立場

をとらせていただこうと思います。

川端委員長 では、続いて、今、賛成討論が終わりましたけれども、反対討論はございません。賛成討論もないんですね。

では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第49号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第49号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います、休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開予定は1時です。よろしく申し上げます。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後 1時00分

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

会議を始める前に、さきにご審議いただきました議案第49号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件」の中で一部誤りがございました件について、総務部長より説明がありますのでよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

古谷総務部長 午前中審査をいただきました議案第49号の条例案の訂正について説明をさせていただきます。

条例案中に脱字がありましたことを深くおわび申し上げます。

行政実例では誰の目にも明らかな誤字や脱字があった場合は、議長及び議会運営委員長

の了解を得て、正誤表で対応することがあるというのが念頭にありましたものですから、まず正誤表を提出させていただこうかと考えたところでございますが、今回の件は私どもが気がついたのではなく、正式の委員会で委員からご指摘をいただいたということで、重大な事態だと判断いたしまして、お手元に配付させていただいていますように、町長名で議会議長あてに事件の訂正請求書を岬町議会会議規則第20条の規定により請求させていただいているところでございます。

なお、事前に議長、議運の委員長からは、このような対応方法についてご了解をいただいているということを申し添えておきます。

どうも申しわけございませんでした。

川端委員長 では、委員の皆さん、これから今後におきまして気をつけていただくということよろしいでしょうか

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、次に進みたいと思います。

議案第50号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」を議題といたします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 本条例についてですが、家庭的保育事業や小規模保育事業等について定める提案がされておりますけれども、実際にこういった事業所、施設については、余り岬町内では設置が考えにくいのかなと思うんですけれども、そのあたりの実情はいかがでしょうか。

それから、もう1点ですが、ここに掲げられているような事業を行うものについては、児童福祉法でいいますと24条の2項に基づいて運用するという理解でよろしいでしょうか。

以上2点です。

川端委員長 2点について答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、家庭的保育事業や小規模保育事業、四つほど種類がございますが、

今、岬町の現状は、けさからも申し上げましたように、町内におけますいわゆる保育所、幼稚園において定員割れがあるという現状でございます。

そもそも家庭的保育事業といいますのは、待機児童の解消の一環も大きな目的の一つでございます。そのことから考えると、岬町の中では、例えば市町村でありますとか、民間事業者等も参画はできるわけでございますが、運営の収支面、いわゆる子どもの数から見て、企業として参入というのはなかなか考えられにくいのではないかなというように考えているところでございます。

ただ、この条例につきましては、考えられないから条例を制定しなくていいかということではなくて、参入が必ずゼロというわけではございませんので、条例としては整備しておく必要があるというものでございます。

それと、この家庭的保育事業等の設備及び運営に関して、この条例で定めておるものがございます。当然、保育が現状でございますので、24条、児童福祉法に基づいて規定を定めているわけでございますが、その中の保育ということの認識になろうかと思えます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 1点目のことについては、答弁の中でもお答えいただきましたけれども、実際に考えにくいから設置をしなくてもいいというものではないことについては存じ上げておりますし、本条例案の中にもそのことは示されているとおりであります。そういう意味でも私は、この条例設置にはおかしさを感じるんですけれども、これは町に対しておかしいではないかというべきことではないので、殊さら問題にはできませんけれども、まず、1点目についてはそんなふうに感じています。おかしいと思うけれども、これは国政上のもとして行われたことでありますので、いたし方がないと受けとめざるを得ないと思えます。

2点目については、余りはっきりとはお答えになりませんでしたけれども、この家庭的保育事業等の運用については、児童福祉法の24条の2項に基づいて運用されるということを確認させていただいてよろしいですね。

私がどうしてこのことにこだわるのかご理解いただいていることかと思えますけれども、児童福祉法の24条の1項というのが非常に大切でして、保育に欠ける子どもに対する保育の義務を市町村が負うということが1項で明示をされているわけです。そこからすり抜けるものとして2項が今回設けられているわけですから、保育の質や条件等については不安を感じるころでありますし、市町村の実施義務については不十分になると考えるものでありますので、2項に基づくものと理解していいのかどうか、この1点だけ確認をさせ

てください。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、この条例の第3条に基本理念というのをうたっております。この基本理念の中に町の監督に属する家庭的保育事業等、これは法第24条第2項に属する家庭的保育事業と言うということでございますので、第24条の2項、子どもの保育に関する規定を設けております第24条2項についてが前提にあるというふうに考えているところでございます。

川端委員長 よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さん、何か質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論から。

中原委員、どうぞ。

中原委員 本条例案につきましては、質問では割愛をしましたがけれども、条例案や委員会資料概要等に示されているとおり、小規模保育事業のB型とC型というのが設けられておりまして、これらについては、必ず保育を行うものが保育士でなくてはならないということではないわけなんです。その点からいっても、子どもたちの健やかな発達を保障できるのかどうかという点に疑問を感じるところでありますし、先ほど質問で確認をさせていただきましたとおり、24条の1項に基づかない2項に基づくもの、契約を中心にした運用ということになりますので、その意味では保護者のニーズにしっかりと応え、子どもたちの最善の利益を保障するものとは考えにくいと認識するものでありまして、賛成しかねるという立場であります。

川端委員長 中原委員の反対討論が終わりましたけれども、次に、賛成討論はございませんか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 先ほどの条例制定と同じく準用して、国策的な受け皿運用の条例と、今回そうとらまえております。ということは、今のところ定員割れをしていないといえども、やはり保護者としたらそういう備えをしていただくことにより、今後、将来における不安が払拭されるという意味からいって、この本件条例案については何ら反対すべき要素がないと、かように考えていますので、また将来的にいろんな部分が生じましたら、その時点で不備を解消

すればよいということですので、本件については何ら反対する意見はございませんので、賛成討論といたします。

川端委員長 田島委員の賛成討論が終わりました。

続いて、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

議案第50号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第50号は、本委員会において可決されました。

議案第51号「岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 委員会資料44ページ、第4条についてお尋ねをいたします。

ここに書かれていることではありますと、基準の向上ということで、書かれている内容そのものはいいことが書いてあると思うんですね。ただ、「町長は」、最後に「勧告することができる」とあるわけなんですね。これは放課後児童健全育成事業者に対して何か問題点があれば改善するようにと勧告ができるとあるんですけど、現状からいいますと、岬町がいわゆる学童保育については直営で運営をしているわけでありまして、この表現は非常に不自然な感じを受けるんですが、そのことについてまずお聞きをしたいと思います。

私のこの素朴な疑問はこの先の資料の47ページの第18条、苦情への対応の第2項に

対しても同じような疑問を感じるんですね。このあたりについて町の考えをお聞きしたいと思います。

それから、資料の45ページ、第8条、職員の一般的要件についてお尋ねをいたします。現在の指導員の要件はどのように定めているのか確認をしたいと思います。

それから、同じ45ページの第10条、設備の基準、第2項のところで、具体的に専用区画の面積を定められているわけですが、専用区画というのはどこからどこまでを指すのかということを具体的に確認したいと思います。現在、学校の施設内で学童保育事業は運営をされておりますので、この専用区画というのは、学童の保育室、子どもたちが、まず、「ただいま」と言って行くところですね。そこはもちろん専用区画になると思うんですが、例えば、子どもたちが自由に遊ぶ校庭なんかもこの専用区画に含まれるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

加えて、この第2項の条件、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないという基準は現状の運用では満たしているということになるのか、お聞きをしたいと思います。お願いします。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、第4条の基準の向上で町長の勧告に関する件でございます。

先ほど委員ご指摘がございましたように、岬町の場合は学童保育、学校の教室をお借りしまして直営で行っているということでございます。これをストレートに読むと、町長が設置者である町長に対して勧告をするのかということになるんですけども、実態的には町が運営しておりますので、その勧告というのはなじまないかなと。ただ、今後、町以外に学童保育室を開設したいという部分が民間事業者等も可能性としてはなきにしもあらずでございますので、この勧告という部分についてはこの条項の中で設けさせていただいていくということでございます。

繰り返しますけども、現状では直営でやっていますので、町長が町長に勧告するというのはなじまない、現実としてはそういう考えでございます。

それと、18条の苦情への対応につきましても同じ考え方になるかなと思っております。

それと、あと、職員の一般要件でございます。今、現状は保育士資格、あるいは幼稚園教諭の免許を有している者ということで、全員がその資格を有しておる方、その方たちに職員としてお願いをしているというのが現状でございます。今後こういった運用に努めてまいりたいと考えております。

それと最後に、その設備の基準でございます。児童1人おおむね1.65平方メートル、専用区画の範囲でございますが、本来の専用区画でいいますと、岬町の場合、学校を利用しておりますので、その廊下も含むんではないかというように一般的には解されます。ただ、岬町の現状からいいますと、教室のみで1人当たりの平米数は基準をクリアしているという状況でございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 1点目の件ですけれども、現在直営で行っているものを民間に担わせるということを想定してのものなんですか。それは私の心配し過ぎでしょうか。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 その件につきましては、民間委託を考慮してという考え方ではなくて、いわゆる事業者として参入が可能であるということからこの条項を設けているというようにご理解いただきたいと思います。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 それは望ましいところと思います。ぜひ、直営を守って、町として責任を持って運用していただきたいと申し上げておきます。

それから、さっきお聞きした中でお答えをいただいた職員、いわゆる指導員の条件については、この条例の中では、先ほど答弁のあった保育士・幼稚園教諭の免許状取得者以外の者も設けられているわけですけれども、先ほどのお答えであったとおり、今後も現在運営している学童保育については、職員は条件を変えないということで運用されるということによろしいですね。重ねて確認をしたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 今の放課後児童の健全育成事業につきましては、国の実施要項に基づいて事業実施をされているわけでございます。その中でも職員の要件としましては、保育士、あるいは幼稚園という縛りはございません。その中で岬町の運用として、やはり保育士、あるいは幼稚園免許を持たれた方が適当であろうということから、その方たちを雇用して運営していくという、いわゆる町の運用として採用基準を設けているものでございますので、この運用については続けていきたいと考えているところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 委員会資料46ページの第11条が前のページから続いているわけなんですけれども、4項におきまして利用者の人数、定数に近いものかなと思いますけれども、この事柄につ

いて述べられていることについてお尋ねをします。

一つの学童保育の事業は、おおむね40人以下とするということでありませぬけれども、現状としてはそれに見合う形になっていないところがあるかと思ひますけれど、このあたりの運用はどのようになさるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、5項で利用者が20人未満の事業者にあつては、同一敷地内にあるほかの事業所云々という表現がありまして、要するに、利用者が20人未満である場合、指導員が1人になると。その場にいるのは1人になるということが想定されるわけですが、今、行われている2カ所の学童保育で現実にはこのような運用を行うということが想定されるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、47ページの第15条、運営規程についてお尋ねをします。

必要なことを定めるといふことで、これは結構かと思ひますけれども、この運営規程についてはどのようにして第三者が確認することができるのか、お聞きをしたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、46ページの11条の4項、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするといふことで、いわゆるクラスといふ読みかえができるかもわかりませぬけれども、40人で1クラスですよといふ基準になろうかと思ひます。

それと、5項については、20人未満の学童保育所ですが、1人を除いたうち敷地内にある事業所に従事している場合で、その利用者の支援に支障がない場合はこの限りでないといふこととさせていただきます。

要は、1人になるのではないかといふご心配かと思ひますが、町の場合、一応、複数配置をしております。それを原則して配置をしております。例えば、利用者の数が10人であっても複数配置をするといふのは、例えば、学童保育といふのは生活の場といふように置きかえられますので、例えば学童保育室でおられる子ども、また一部は運動場に行かれる子どもとに分かれますので、その場合については1人配置では当然対応ができませんので、原則的に複数配置をしているといふ形で事業を実施しております。この形については今後も続けていく必要があると思ひているところでさせていただきます。

それと、運営規程でございますが、この運営規程については1号から11号まで書いてあります。この部分については、15条の1項にもございますように、重要事項に関する運営規程といふ形になりますので、当然、運営規程といふのは保護者の方に規程として見ていただくのではなくて、重要事項として説明をしていく必要かあるかと考えておりまして、

入所申し込みの際でありますとか、学童保育ですので急に入所という場合が想定されますけれども、いわゆる入所申し込みの際等にご提示をしていく必要があるなど考えているところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 1点目の1クラス40人というように考えてもらったらいということでありましたけれども、もう少し具体的にお聞きをしますが、そういう考え方でいきますと、淡輪の学童保育は2クラスあると考えるんですが、現状の登録者数や日々の利用者数については私、把握していないんですけれども、学年を引き上げたこともありまして定員も増やしていますし、登録が40人を超えているんじゃないのかなと思うんですが、その場合はどのようにされるのかということでお聞きをしたんです。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 一番多い学童保育の利用がある淡輪小学校の淡輪学童保育でございますが、部屋は部屋用意をさせていただいております、今は2クラス体制でやっているということでございます。当然、1クラスに複数配置で人員を配置しているところでございます。

川端委員長 中原委員。

中原委員 今のお答えでいきますと、ここに掲げておられる基準は満たしていると。深日小学校で行われている深日小学校、多奈川小学校の子どもたちを対象にした学童保育についても基準を満たしているということですね。了解しました。

川端委員長 よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 では、ほかの委員の皆さん、何か質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

ほかに反対と討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、賛成討論、中原委員、どうぞ。

中原委員 本条例案、放課後児童健全育成事業にかかわる条例案については、条例化そのものは必要なものだと考える立場でありますし、条例化することに、そのことについては歓迎する立場であります。

加えて、質問は時間の関係で割愛をしましたが、安全対策や子どもたちが安全に過ごし、健やかに明るく衛生的な環境をつくりながら生活の場を保障するということについて、現状の水準を低下させてはならないといった形で拡充を求める内容となっておりますので、今後も町直営の運用に基づいて、子どもたちの安全を守りながら健全な育成のために努力いただきたいと要望を申し上げまして、賛同したいと思います。

川端委員長 中原委員の賛成討論が終わりました。ほかに討論ございませんか。

賛成討論、田島委員、どうぞ。

田島委員 私、これには質疑を入れておりませんが、質疑と答弁とを今お聞きして、そして第1条から第22条までの最後の部分、1条の趣旨から22条の事故発生時の対応、そして答弁の今のところ、放課後の健全育成事業については基準を満たしている、そういう理事者側の答弁もいただきましたので、今後、この案をひとつとれるようにしていただきまして、それで基準を満たせる、まだ、より一層、確かな運用にさせていただくことを要望ではないんですけど、一応、この条例案に対して賛成としております。

川端委員長 田島委員の賛成討論が終わりました。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第51号「岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第51号は、本委員会において可決されました。

議案第53号「平成25年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託された案件を議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の51ページから56ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 委員会資料51ページの学童保育保護者負担金という、おやつ代もありますけれども、項目にかかわってお尋ねをいたします。

昨年度においては、学童保育を利用する対象学年の引き上げが行われまして、定数の拡充も行われたというところでありまして、これは歓迎する立場でありますけれども、登録者数の状況についてお尋ねをしたいと思います。今年度を含めて登録者数を過去3年間お聞きすることはできますでしょうか。二つ学童保育の事業を行っておりますので、二つそれぞれについて登録者数を確認したいと思います。

それから、一時預かり保護者負担金にかかわってお尋ねをしたいと思います。予算と比べて調定額が大きく伸びているというところを見ますと、利用者が非常に増えているということなのかなと思うんですけれども、利用者数について傾向をお聞きしておきたいと思います。

それから、委員会資料52ページの使用料及び手数料の清掃手数料についてお尋ねをいたします。粗大ゴミ等収集運搬手数料とありますけれども、調定額が予算よりも少なくなっているように感じているんですが、この要因等があればお尋ねをしたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、学童保育の登録者数でございますが、平成24年度、25年度、26年度で当初の登録者数について、4月当初についてお伝えいたします。24年度が淡輪が59人、深日が21人、合計80人、平成25年度が淡輪が86人、深日が29人、合計115人、平成26年度につきましては合計で103人でございます。あと、区分につきましては調べて後ほどお伝えしたいと思います。

それから、一時預かりの件数ですが、平成24年度が半日利用が17人、1日利用が26人ございました。平成25年度では半日利用が75人、1日利用が99人という形で増えてきております。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 粗大ゴミ等収集運搬手数料でございます。これはシールの販

売分でございます。平成24年が1,546枚の販売がありまして、平成25年度では1,134枚、412件の減となっております。平成24年7月から毎週土曜日のみ大型の粗大ごみの持ち込みを可といたしました。また、昨年の10月から小型の不燃ごみを毎週、週ごとに種類を分けて収集をしている関係で、各家庭からのシールを張って出す件数が減ったものと思われま

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 1件目にお聞きをしました学童保育の登録者数については後ほど結構ですので、淡輪小学校と深日小学校におけるそれぞれ区分を明示してまたお知らせいただければと思います。

一時預かり保護者負担金のところでお示しいただいた件数については大きなニーズがあるということが改めて確認されたところでありますので、今後もこの事業については充実させていっていただきたいと要望を申し上げておきたいと思

川端委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

中原委員、ほかの委員の皆さんがどうぞと言ってますので、中原委員、どうぞ。

中原委員 委員会資料53ページの一番下の節のところ

それで、委員会資料の55ページの繰入金のところ

諸収入についてお尋ねをいたします。住民生活課とそれから保険年金課のところ

それから、55ページの一番下にある社会福祉協議会補助金返還金について

川端委員長 答弁、お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、乳幼児医療制度の今後の大阪府の対応は

かということなのですが、我々、町村長会等を通じて拡充等についてご要望なり出しているところがございますが、今のところは大阪府から大きな変更があるということは聞き及んでおりません。

古橋しあわせ創造部長 大阪府の動向についてちょっと補足をさせていただきたいと思います。

大阪府の乳幼児医療費の助成について、松井知事のほうで27年度から一応拡充をすることの記者発表なり方針を出されたというのはご承知のことかと思えます。ただ、どのようどこまで拡充をしていくのかという詳細な情報はまだ町のほうには届いていないという状況でございます。先ほども担当課長が申し上げましたように、町村会等を通じて、その要望についてもさらなる拡充をしていただきたいという要望は町村会を通じて要望しているところでございます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 多奈川財産区の特別会計繰入金450万6,600円ですが、お見込みのとおり、谷川墓地の改修でございます。法面を整備いたしました工事費について落札減が発生したことによる繰入金の減でございます。

それから、共済金で住民生活課に係る共済金3万5,175円でございますが、平成24年9月の台風17号によりまして、美化センターの東側のガラス窓が破損いたしました。これの工事の修繕料を共済のほうへ請求し、その保険金が収入されたものでございます。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 共済保険金36万7,500円につきましては、昨年9月補正で行っていただいている分ですけれども、健康ふれあいセンターの落雷によります水質浄化用のオゾン反応装置の修繕に係るものでございまして、共済からの保険金を歳入したものでございます。

それから、社会福祉協議会補助金返還金でございますけれども、今年の社協の補助金歳出1,680万6,000円でございます。その決算された残額を返戻されたものでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 社会福祉協議会の補助金返還金についてももう少しお尋ねをしたいんですけれども、こういったことはちよくちよくあることなんですか。何かよくわからなくて、補助金というのは請求するときに必要な事業だとか、場合によっては団体の運営、人件費等にもよる場合があるんでしょうけれど、一定の予算とか計画があつてのことかなと思って、補助金のもとの金額からいくとそんなに大きくないということになるのかもしれないけれども、余り記憶になくて、私が覚えていないだけかもしれませんけど、ちょっと何かいつもと違

う事情があるのであればお教えいただきたいと思います。

川端委員長 串山理事、お願いします。

串山しあわせ創造部理事 社会福祉協議会の補助金としましては、毎年度、社協の事務局の運営費補助としまして、プロパー職員4名分の人件費相当額の補助を行っております。毎年度4名分の人件費相当額を精査いたしまして、きっちり収支を合わせまして返還をいただいているということで、特に変わった状況はございませんで、毎年、若干の精算分がございます。

川端委員長 よろしいですか、中原委員。

どうぞ。

中原委員 委員会資料の56ページですが、生活支援ハウス利用料にかかわってお尋ねをいたします。現在の入居者数を確認しておきたいと思います。

それから、貸付金元利収入のところと同和更生資金償還金が掲載されているわけですが、以前お聞きしたこともあります。この償還については一定の計画を持って臨むべきであろうと考えますし、そういう意味では予算にも掲載するべきではないかなと思っているんですけど、今回も決算だけということになっているわけでありまして、今後、運用をぜひご検討いただきたいと思うんですが、その点についてはいかがか、お尋ねをしたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 まず、同和更生資金の現況の報告をさせていただきます。

26年3月末現在では債権が72件で1,144万2,786円ございまして、元金が1,061万4,800円、利息が82万7,986円という現状でございまして、26年度に入ってから整理のほうを引き続き進めてまいった結果、6月24日に町の債権管理条例、ことしの3月に条例を制定していただきましたけれども、その条例に基づきまして38件、62万4,294円の債権放棄を行いまして、既に6月議会でご報告させていただいておりますといった状況でございます。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと補足をさせていただきます。

債権放棄をした以外の残った債権の処理の考え方でございますが、今、アンケート等をお願いして、支払いに応じていただけるという方も数名おられまして、その方々については今後、予算措置もしていく必要があると考えているところでございます。また、債権放

棄をした以外の当該残っている債権につきましても、その所在調査、あるいは所得調査等、前回の債権放棄のときに不十分な部分については引き続き調査を行っているというような状況でございます。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 生活支援ハウスですが、定員が20名になっております。1人の緊急ショート用に置いておりますので、実質定員が19名になっております。今現在の入所者数が19名で満床になっておりまして、26年3月では18名だったんですが、今は満床となっております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 同和更生資金について、予算上の扱いについてお答えなかったですけど、お答えいただけますか。

古橋しあわせ創造部長 先ほどちょっとお答えをさせていただいたつもりなんですけども、まず、支払いに応じていただけるというような方がございます、实际的に。その方々については年次計画で償還をしていただくという予定もございまして、その方々については予算措置をしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 ということは、予算書にも計画に基づいて金額が示されるようになるということなんです。わかりました。

アンケートをとってというお言葉がありましたけれど、実情に応じて徴収作業を進めるってということにおいては結構かと思うんですけれども、ほかの債権については、アンケートってような格好じゃないと思うんですね。催告といいますか、あなたには債権がありますよということをきちんと通知をして行っていつていると。ほかの債権回収業務と同じように運用をきちんとしておられたらいいんですけど、そのあたりはいかがですか。

古橋しあわせ創造部長 今、アンケートと一言で言ってしまいましたけれども、未済額通知というのを同時に送らせていただいておりますので、その辺の手続的には今後どのような意向なのか。とにかく古い債権でございますので、連帯保証人、あるいは債務者については亡くなられていたり、次の代にその債権が引き継がれていると。相続されるという部分もございまして、その辺については相続の有無等も含めて、未返済額の通知とともにアンケートという形で送付させていただいているというところでございます。

川端委員長 では、ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 すみません、先ほどの中原委員の学童保育の平成2

6年度の登録者数でございます。淡輪学童が83人、深日学童が20人、合わせて103人でございます。

失礼いたしました。

川端委員長 では、歳入、質疑終わってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、歳出に入りたいと思います。

総務費に入ります。決算書49ページ目の6、交通安全対策事業費、55ページから57ページの項3、戸籍住民基本台帳費をごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 決算書の49ページ、交通安全対策事業費についてお尋ねをします。

ここで本委員会にかかわりあるところでいいますと、駐輪場のことでありますから、これは南海電鉄とのかかわりのある駅併設といえますか、駅を利用する方の駐輪場にかかわることと思うんですが、淡輪駅の駐輪場について、2カ所あるんですけれども、線路の海側、ホームの海側の駐輪場について、住民の方から、利用するに当たって危険だというご一報がありましたので、この機会に申し上げておきたいと思います。

といいますのは、フェンスじゃないんですけど、トタンが非常に高いトタンで仕切られておりまして、隣のスーパーマーケットの駐車場と駐輪場との間、和歌山側の駐輪場。ごめんなさい、言い忘れていました。非常に背の高い仕切りでありますので、ちょっと利用者同士の間で接触事故等に発展しかねないという、危険だというご一報がありましたので、この際、申し上げておきたいと思います。安全性の確保をご検討いただきたいと思います。質問じゃないから言うだけ言うておきます。ご検討ください。

それから、委員会資料の56ページの戸籍住民基本台帳費の賃金についてお尋ねをしたんですが、少しこの臨時職員の賃金の不用額がほかのところと比べて大きいように感じましたので、特段の理由があるのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、節13、委託料の中で、これは2カ年程度でした3カ年でしたか、計画的にご苦労されて、電算化システムを進めておられる金額がここに示されているところだと思いますけれども、戸籍電算化への移行については、もうこれで完全に終了したと認識しているかどうか確認したいということと、それから、予算の中では、副本管理システム設定委託料という項目があったんです。その設定委託料というのがここでは見受けられないの

で、実際の予算執行の段階で何か計画と変わったことがあったのか、備考に書かれている説明における名称が変わった程度のことなのか、確認をさせていただきたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、1点目、駐輪場につきましては現場を確認して対処させていただきたいと思います。

戸籍住民基本台帳費の臨時職員の賃金でございますが、平成25年度に戸籍の電算化を行うに当たりまして、臨時職員を雇用して作業を進めるという予定でございました。しかし、作業的内容的には現有の職員と臨時職員で対応をいたしました結果、雇用をせずに何とか戸籍電算化までこぎつけたということで、その分の臨時職員の雇用がなかったものですから、その分、不用額が発生したものでございます。

それと、戸籍電算化の副本管理システムですけれども、戸籍の電算化を行ったことによりまして、今の戸籍の電算化をしたデータが保存できるようになりました。この設定の分については、名称が戸籍電算化システムという今、名称で設定をしましたがけれども、そのとき設定のためのケーブル、それから電算システムと窓口をつなぐ設備、それが委託をせずに当方で賄うことができましたので、その分の執行がなかったというものでございます。

もう1点、すみません。戸籍電算化システムにつきましては、昨年5月11日から運用を開始しておりまして、当初の予定のデータ全て電算化が終わりまして現在運用しておりますので、一応これで戸籍の電算化は終了しております。

川端委員長 ほかによろしいですか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 中原委員の関連ですけれども、駐輪場というのは具体的に何か所かというのだけ確認させていただきます。

川端委員長 答弁、お願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 岬町の中で現在、駐輪場として南海から借り上げております場所が淡輪駅の和歌山側、それと難波側の淡輪駅で2カ所、みさき公園の畑山線の坂のところでも1カ所、セブンイレブン側にも1カ所ございますが、あそこは賃借料が発生しておりません。しかし、駐輪場としては設置しております。それと孝子駅、多奈川駅、深日町駅、駅でいいますと5駅に駐輪場を設置しております。深日港は南海のほうで設置しておりますので、私どものほうで借り上げをしているものではございません。

川端委員長 竹原委員、よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さん、次、民生費に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、総務費の質疑を終わり、民生費に入ります。

決算書の62ページから79ページをごらんください。ただし、71ページから72ページの目9、文化センター費は他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 決算書の64ページ、社会福祉総務費の中で節19、負担金補助及び交付金の中でお尋ねをしたいと思います。

広域福祉共同処理事務事業負担金がありますけれども、この金額は以前お聞きしたところによりますと、泉佐野市に歳入をされるということだったかなと思いますが、これは広域化をして処理を進めなさいという大阪府からのお話があってそういうように進めてきたことだったのかなと思うんですが、大阪府からはこの事業に対する岬町への財源としてはいかほど歳入されているのか。ここは歳出ですので、歳入の中ではどれがこの事業に充当されるお金として確認すればいいかということをお聞きしたいと思います。

それから、70ページの健康ふれあいセンター費についてお尋ねをしたいと思います。

プールとお風呂の利用者数をお聞きしたいと思います。昨年度とその前の年の利用者数合計を教えてください。

それから、71ページの工事請負費、節17の工事請負費にかかわってお尋ねをします。

健康ふれあいセンターの改修工事ということで、これは年次的に計画を立てて改修工事を進めておられるところでありましてけれども、順調に機械の更新等が進んでいるのかどうか、また、今後の見通しについてもお聞きをさせていただきます。

あわせて、そのすぐ下の節18、備品購入費、庁用器具費とありますけれども、これの内容の説明をお聞きしておきたいと思います。

川端委員長 4点について、阪本副理事から。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 まず、広域福祉の歳入の件でございますけれども、府支出金の委託金、民生費委託金の中の移譲事務交付金という名称になってございます。失礼しました。歳入の54ページをごらんください。決算書でなくて委員会資料の歳入の54ページをごらんください。

そちらの府支出金の委託金、民生費委託金、社会福祉費委託金の中の移譲事務交付金2

88万5,000円、こちらのほうが歳入として充当される分でございます。

それから、ピアッツァのプール、お風呂の利用ということでございますが、25年度の風呂の利用者は4万9,611名、24年度が5万2,410名、それからプールのほうは25年度が2万6,101名、24年度が2万6,882名となっております、いずれも前年を若干下回るような利用者数となっております。

続きまして、ピアッツァの工事請負費につきまして、現在、25年度から3カ年計画でチラーの改修工事に入っております。昨年は第1期工事ということで、9月の下旬に休館しまして一斉に改修を行った状況です。今年度につきましても第2期ということで、チラー第2期工事を実施しております、この月末に10日程度の休業をとらせていただいた上で交換を行う予定でございます。また、3期としまして、来年度も同じような形で取りかえ工事をする予定でございます。

チラーの第1工事の内訳ですけれども、給湯専用で2台、空調台の3台を新設します。旧の部材につきましては撤去をいたしました。そして、26年度の予定につきましては、給湯専用としまして1台、空調の1台の計2台を新設いたしまして、旧の1台を撤去します。来年度の27年度の予定としましては、プールの空調を3台新設いたしまして、古い4台を撤去するというような計画でございます。

それから、備品購入費ということでございますけれども、ピアッツァのほうで陶芸用の窯が故障いたしまして、皆さん利用されている方々が利用できないということでございまして、陶芸用の窯の購入をした次第でございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 1点目の移譲事務交付金を受けて広域処理を行う権限移譲の問題なんですけれども、これについては、以前は大阪府が行っていた事業ですね。これを市町村で力を合わせてやりなさいと。認可事業だったかなと思うんですけどね。認可にかかわる事柄だったかなと思うんですけど、プラスマイナスを考えたときにマイナスのほうが大きいのかなと思うんですが、その点はいかがなんでしょう。私も細かい仕組みまでわからない点がありますけれども、移譲事務交付金を歳入して歳出のところの金額を見たときに、150万円ほど持ち出しみたいになっているのか、ちょっとそのあたりについて、仕事は増えるわ、持ち出しも増えるわということになってはかなわないと思いますので、仕組みも含めてお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、健康ふれあいセンターのプールとお風呂の利用者数をお聞きしたところであ

ります。昨年度については、若干、前年度を下回っているということでありましたけれども、やはり深刻なのはお風呂の利用者のほうかなと思うんですね。お風呂の利用者については、一昨年の利用者の落ち込みも激しいですし、その前の年の落ち込みも激しいんですね。これは一時、必要な工事がありましたから臨時休業があったりとか、あとは途中で時間の変更なんかもありましたから、その影響はもちろんあるかと思えますけれども、やはり広く住民に親しまれ、健康の増進のために役に立つ施設という目的を果たすためには、この利用者数は少し対策を考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

この場では私がそう考えているという意見を述べるのにとどめたいと思いますので、また、担当課のところでご検討をいただきたいなと思います。

ヒートポンプチラーの更新にかかわってふれあいセンターの改修工事、これはお言葉ではお聞きできませんでしたが、予定どおりに進捗しているということであったかなど。先ほど数をお示しいただいて、以前お聞きしていた数と同じですので、予定どおり進捗しているということが確認できたところであります。

1個目のことを教えてください。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、広域福祉課の共同処理でございますが、これはちょっとニュアンスが違いますが、大阪府大阪版の分権制度ということで、大阪府の行っていた事務を市町村に権限移譲を進めるということで、身近なところでその事務が行えるようにということで大阪版地方分権に基づいて行っているものでございます。広域福祉課で取り扱っておりますのは社会福祉法人の認可でありますとか指導、また、老人施設の認可でありますとか指導等、10項目の作業をここで行っております。決算書の算出の決算額が440万2,319円、それに対する移譲の交付金が288万5,000円ほどございまして、実質負担は150万円少しの額になっております。広域福祉課には町から職員も派遣をしております、これは泉佐野市の身分で行っていますので町から1人を派遣していて実質的な負担は152万7,000円、金額ベースで言うとそういう形になります。したがって、この3市3町で行っている事務を岬町単独で10の分権事務を町単独で行いますと1人ではなかなか賄い切れない、もっとたくさんの人数が要るであろうという事務量から想定をされておりますので、広域福祉課で広域処理を行うということは非常に効率的に事務処理が進んでいると理解しているところでございます。

中原委員 今お聞きしたことにかかわりますけれども、これは前から岬町がやっていたことですか。

この10の事業とおっしゃいましたが。

古橋しあわせ創造部長 10の事業とも大阪府が事務を行っていたというところでございまして、市町村ですれば初めての事務という形になります。

中原委員 もともと大阪府が行っていた事業であったと。それに対して以前は広域処理する前のことですけど、そのときはそうしたら府がやっているからと言って岬町から幾らかそれに対して事業費なり負担金が発生していたとかそういうことはありましたか。

古橋しあわせ創造部長 まず、広域福祉課につきましては先ほど申しましたように10の事業を大阪府から移管を受けて事務を行っている。ただし、岬町の場合、数がちょっと不確かで申しわけないんですが二つ程度の事務は広域福祉課を発足する以前に町単独として事務を権限移譲を受けて行っていたということがございまして、その事務についての移譲交付金というのは金額はちょっとすぐに申し上げられませんが、移譲事務交付金として町のほうに歳入をしておったというところでございます。

中原委員 ちょっとこの場では余り細かいことまではここでやりとりするのはそぐわないかなと思うんですけど、私の受けとめとしては、大阪府が責任を持って運営をしてくれてたらい事業を市町村に何だか押しつけられたような印象を受けているんですけどそうではないとおっしゃるわけで、またこの事柄についてはもう少し詳しく以前の状況も含めて聞き取らせていただいて確認をしたいと思います。その件は結構です。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、この民生費で質疑ございませんか。

出口委員 1点お聞きします。

62ページの節8の報償費の件ですけども、障害者生活訓練講師への支払いです。これはどのような訓練内容をされているのか、そして年に何回やられているのか、講師の人数は何人か。それと同時に、障がい者の今対象となっている障がい者数は何人あるか。それをちょっと教えてもらえますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

串山しあわせ創造部理事 こぐま園で療育指導を行っております機能訓練に伴う講師代として支出をいたしております。理学療法士12回、作業療法士が12回、言語療法士が12回ということで計36回分、こぐま園に行かれている早期療育を目的とした訓練でございます。

出口委員 それは年何回、決まっていますか。

串山しあわせ創造部理事 年に大体36回程度、たまにその日がお休みだったりして34回になることがございますが、平均して月に3回ということでございます。

出口委員 講師は何名ですか。

串山しあわせ創造部理事 講師は3名の方です。理学療法士、作業療法士、言語療法士さん、この3職種の方々でございます。

川端委員長 出口委員、よろしいですか。

他の委員の皆さん、この民生費の中で質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、次、衛生費に。まだありますか。

中原委員 決算書の73ページ、委託料についてお尋ねをいたします。

子ども子育て支援事業委託料としてこの項目がありますけれども、繰越明許費、これは1,000万円を超える金額が掲載されてもいますので、今後の用途等について確認をしたいと思います。

それから、74ページの児童福祉施設費、節7の賃金についてお尋ねをします。

臨時職員賃金ということになっておりますけれども、保育所の保育士で臨時職員という形で契約をいただいておりますかと思うんですけども、トータル29人ということで人数は変更がないかどうか。それをお聞きいたします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、1点目の73ページの委託料ですか。

子ども子育て支援事務の委託料ということで、これは25年度につきましては子ども子育て支援事業計画策定に伴います住民ニーズの調査を行いました。その委託料でございます。これを受けまして、今年度中に子ども子育て支援事業計画を策定するというところで現在策定作業中でございます。

それから、74ページの賃金ですが、今内訳につきましては保育士が27名、それから看護師1名、用務員が3名、栄養士が1名、調理師が5名、配送の運転手が1名の合計38人分の臨時職員の賃金でございます。

中原委員 子ども子育て支援事業委託料にかかわってもう少しお聞きをします。

今年度、この支援計画を策定されるということでもありますけれども、これに1,000万円を超える金額が必要になってくるということなのか、説明は後でいただきたいと思えます。

それから、もう少し質問したいんですが、78ページの乳幼児医療助成費にかかわってお尋ねをしたいと思えます。

本決算に掲載されている時期の中で、入院医療においては中学校の卒業まで年度途中か

ら拡充をしているということもありまして、その内容がここにも反映されていると認識するものでありますけれども、対象を引き上げましたがトータルとしては予算内におさまったと、結果論ですけどそう受けとめたらいいんでしょうか。

それから、その下の目7、放課後児童健全育成費にかかわってお尋ねをいたします。

この項目についても子育て支援の一環ということで小学校6年生まで受け入れ学年を拡充されたことが反映されているとお見受けしているんですが、7番の賃金にかかわって臨時職員賃金の不用額が発生しておりますけれども、これは実態に見合っただけでこういうことになっていると受けとめておいたらいいんでしょうか。少し不用額がそんなむちゃくちゃ大きくないんですけど大きいのかなと感じたので、その点についてもお尋ねをしておきたいと思えます。

川端委員長 以上、3点について。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、乳幼児医療助成費の扶助費の件でございますが、入院のほうが引き上げということですが、当初、見込みが通院、入院合わせまして8,393件見込んでおりました。決算では7,487件のご利用があったということで見込みよりかなり少なかったというところでございます。

それから、放課後児童健全育成費の賃金でございますが、淡輪学童が8人、深日学童を4人の方で回していくと言いますか、運営していこうという予定だったんですが、実際は淡輪学童が5人、深日学童が3人の方を基本ベースとして回していったというところでございます。当初、もちろん6年生に引き上げられるということで少し多く見込んでおったというところでございます。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと補足も含めましてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、子ども子育ての支援計画でございます。この部分については、25年度のこの決算書に上がっております決算額は先ほどの答弁のとおりニーズ調査によるものでございます。そして、1,094万1,000円の部分につきましては翌年度に繰り越しております。これは計画策定の経費ではなくて子ども子育て支援の電算システムを構築するための費用でございます、その分を全額26年度に繰り越しを行っているというところでございます。ちなみに、支援計画の本体の策定の委託分につきましては、26年度の当初予算で措置をさせていただいて現在進めているというところでございます。

それと、学童保育の部分につきましては、先ほど申しましたように淡輪学童につきましては5人、そして深日学童については3人をベースに予算計上をさせていただいております。

したが、5時以降に児童数が激減することからそこで人数を調整させていただいて、結果、不用額が生じているというところがございます。

川端委員長 よろしいですか。では、ほかの。

竹原委員 私から2点ほどあるんですが、1個ずつ。

66ページの真ん中あたり、報償費ということでノルディック・ウォーク研修報償費ということで決済額が3万8,500円。数多く研修を開いていただいたと思うんですけども何人ぐらい参加されていたのかなと思うのと、もっともっといっぱい研修していたのと違うのかなと思ひまして、民生費以外でノルディック・ウォークの研修というのを別に行っているのかなと思うんですけど、その辺、確認をさせてください。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 こちらの予算のほうですが、3月1日にいきいきパークで行われましたノルディック・ウォーキングの推進委員としてお手伝いをいただいた11人の方にお一人3,500円お支払いしたというところで、こちらの報償費ではこれなんですけど、そのほかに介護予防教室等でノルディック・ウォークの研修等を実施しております。

竹原委員 それはどこの項目になりますやろうか。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 介護予防教室なんですけど、介護保険の特別会計のほうになります。

竹原委員 そうしたら質問を変えます。次のページなんですけど、67ページ、これも中ほど、短期補助金及び交付金の中のシルバー人材センター活動補助金ということで25年度からかなという話の中で、うまいこと回っているのか回っていないのか、現状、25年度の聞かれている中での報告をしていただければと思いますが。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長、シルバー人材事業団につきましては、25年4月から岬町の支援事業者として支援を行っております。当初なんですけど、人員から言いますと登録が47名でございましたが、26年3月末で89人、42人増えております。

あと、契約金額なんですけど、実績として1,689万円ほど契約金額がございまして、ちょっと当初の金額を今手元にもっていないんですけど、以前の約2倍に増えていると聞き及んでございまして、その5%を配分金を会員さんに送っているということで着実に人数と金額が伸びているとお聞きしております。

川端委員長 よろしいですか。

では、民生費の質疑、終わってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、次に衛生費に移りたいと思います。

決算書79ページから90ページをごらんください。ただし、81ページの目1保健衛生総務費のうち、水道課繰出金にかかるもの、82ページの目3環境衛生費のうち土木下水道課負担金補助及び交付金にかかるものは、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

出口委員 83ページの節23の償還費なんですけれども、これは墓地の使用料返還金となっております。これはどういう理由で返還をされたのか。この墓地というのはあくまでも永代使用料でずっと契約している中で返還金というのは、今までにはこういう項目で挙がってきたことがないと思うんですが、これはどういう理由だったんですか。それをちょっとお教え願います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 この永代使用料の返還金につきましては、平成24年8月に淡輪墓地で公募を行いました。その公募によって墓地を申し込まれた方がおまして、そのところに墓を建てる予定でいたんですけれども、その墓地の中にコンクリート殻があったものですから、ご本人の希望でそこへは墓を建てられないということがございましたので、違う空いているところで墓を替えていただいて、公募でいただいた墓地の使用料を一旦お返しさせていただいて新たに替わったところの墓地の分をいただいたということで、ここでそういう会計処理をさせていただいた関係上、墓地の永代使用料返還金として決算上計上させていただいたものでございます。

出口委員 わかりました。よくこういう形で若いときに深日の墓地でも永代使用料を払って契約をされたところ、ところが、若いときは急な坂を登って行きましたけれども、年がいったからそこは使えないという形で墓地を返還するから使用料の返還も願いたいということでよく相談がございまして。そういうときは一切こういうような対応はされていませんね。それはどうですか。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 墓地を購入されたときに、お支払いをいただいた使用料につきましては、購入された方が生活保護になられたとか、あるいは障害になられてお墓参りも行けないというような状況にならない限りは墓地の使用料の返還はいたしておりません。

出口委員 ということは、墓地の使用料の返還もあり得るということですね。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 そういう墓地を購入された方の生活状況が、体の状況なり、あるいはまた災害を受けられたというような生活状況が、大きく変動した場合に限って返還をしておりますけれども、先ほど出口委員がおっしゃっていた高齢によってもう階段を

上れないというような場合の墓地の永代使用料の返還についてはお返しはいたしておりません。

川端委員長 出口委員、よろしいですか。

田島委員 決算書の89ページの目し尿処理費の部分で、支出額が9,494万9,000円で、不用額が665万何がしですけれども、予算下で不用額655万円で妥当な不用額かなと解釈してるんですが、この中で一つ、これは将来的に気になっているのは、現在し尿処理をせざるを得ない世帯数ほどのぐらい今現状おありか。これをまず世帯数の軒数です。公共下水を利用しなくてし尿処理施設によってし尿収集運搬されて処理している世帯数は岬町で現状何世帯ぐらいあるかわかればちょっとお聞きしたいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 くみ取りの家庭、あるいは浄化槽の家庭という軒数は把握いたしておりません。

田島委員 簡易の合併浄化槽と、そしてじゃなしに直接そのままくみ取りとあるんですけれども、できれば両方の数字をいただきたかったんですけども、そうしたら後ほど結構です、その軒数については、

なぜ、これを聞くかといいますと、公共下水で今そういう文化的な生活の部分をやりますと。しかしながら、国の方針で岬町の細部までそういう公共下水の事業が行き届きません。恐らく何割か滞ると。そうしたら、この滞りに対してし尿処理場の施設を運営を未来永劫も一生せないかんのかと。これは小さな町にとっては、大変な負担を残すということの一つなるか、ならないのかの話ですけれども、そしてまた、その業者に対する助成金ね。今1,000万近くの助成金、合特法の関係もあるし助成金は当然支払わなければならないと、それは理解しております。しかしながら、これをこのままこういう小さなまちでこういう事業をしていけるはずがないので、できたら現在岬町内に公共下水管が通ります。その本管にこの一般家庭のし尿を収集したそのものを投入して処理していただけないのか。これは岬町単独ではだめですね。やっぱり大阪府のいろんな広域下水の部分もあるんですけども、しかし、それはだめという府の広域の明記がないと思うんです。それでまた、一部それをやっておられる市町村もあるように聞き及んでいます。ということで、岬町としてこういう事業をしたいという話を持って行けるのか、行けないのか、その判断、ちょっとご答弁願いたいんですけど。

田代町長 正しく今、委員おっしゃるとおりで最後の最後の1軒までこのままでいくとくみ取りをやらなきゃならない、それはもう事実そのとおりであります。私どもも各首長も同じよう

な考え方を持っていて、大阪府なり国へ何とか今の公共下水に投入できないかということも都度会合のたびに言うてるんですけども、法律上なかなか公共下水に直接投入することができないものですから、今後もさらにこういった問題については何とか国の法律を改正してもらって、例えば、直接、マンホールを設けてそこへ入れて流量の計算さえしっかりすればいいじゃないかということも言ってるんですけども、なかなか国のほうの法律がどうも邪魔してうまくいかないものですから現状を保っております。特に、くみ取り業者からも長いこと値上げもしてないから上げてほしいという要望も来ております。また、し尿の補助制度についてはもうしっかりとあつて大体事業で整理はついておりますけども、まだついてない一部の浄化槽の関係も残っております。そういった意味で今後委員がおっしゃるようにもっと府のほうへ、我々は9市4町という一つのブロックごとの会議をやってますので、そういったところからも、特に当時の新田谷市長さんからこのことについては大阪府に強く申し入れをしていただいた経過もございます。今後もさらに続けていきたいと思っております、今のところ非常に厳しい状況にあるかなと思っております。

田島委員 町長も同じ考えを持っていると思うんです。やはり私らも岬町の住民でありますし、やはり国が公共下水100%完備できないということは、これはもう国の瑕疵ある行為であつて、そうしたら今僕が言ったそういう条件を飲んではどうかという、これは飲んでいただければ何のために文化的な生活を望んでそういう事業をしているか意味がないので、町長のほうでも一つ国に対して要望していただいて、そして議会は議会でもた皆さんに賛同を得て、議会として決議して府、国なりへ要望していきたいとかように思いますので、いつまでもこの施設というのはもたないと思っておりますので、一つこれは要望と意見を述べたいとかように思います。

また、軒数については波戸元さん、後で結構です。データいただいたら結構です。

川端委員長 よろしいですか。

竹原委員 83ページなんですけども2点ございます。

委託料の淡輪火葬場指定管理委託料471万8,000円ということですが、この委託料に含まれるものというのを一度確認させてもらいたいと思うのが1点と、2段下の工事請負費の火葬場改修工事691万7,400円、これは淡輪火葬場の改修工事、どこからどこまでの工事だったのか。それとまた、今年度なり、来年度なりの計画がわかっていることがありましたら報告いただきたいと思っております。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、淡輪火葬場の運営業務委託料471万8,000円で

ございますが、これは淡輪火葬場、それから岬斎場とも指定管理の指定管理料でございます。含まれるものという、あくまでも両施設の管理でございますので光熱水費であったり、あるいは火葬業務の委託料であったりというもの全てを含んでおります。ただ、今回火葬場の改修工事として689万8,500円という工事費、これにつきましては炉の改修でございます、淡輪火葬場の2号炉の中の耐火レンガの全面打ちかえ、それと2号炉、3号炉の台車の打ちかえというものでございまして、25年度が2号炉、それから26年度については1号炉、27年度については3号炉、最終年度28年度で動物炉と、今現在ある四つの炉の全ての炉の中のレンガを全部打ちかえるという計画でございます。

すみません。火葬炉の分につきましては691万7,400円でございます。ちょっと金額が誤っていました。

竹原委員 指定管理料、光熱水費ということなのですが、たまに火葬場へ行きましてお参りさせてもらう中、あそこの駐車場は何台かとめられるんですけども、駐車場の借り上げ費とかいうのも指定管理料に含まれるところでしょうか。確認をしてください。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 今おっしゃる火葬場の前の駐車場の用地の賃借料につきましても、この委託料の中に含まれております。

川端委員長 よろしいですか。

竹原委員 私の意見なのですが、町の施設ということで指定管理ということで投げる話ですけども、駐車場を借りるところまでを指定管理料に含めるというのはいかがなものかなということ、あと、また火葬場の改修工事に当たりますとも年次計画を立てていただいているとお聞きしましたけれども、大きな事故が起こる前に前倒しでできるようにちょっと骨をおっていただけないかなと、そのように意見を、要望をさせていただこうと思います。

田代町長 これは要望と言っていた、これは今現在おっしゃるとおり委託契約を結んでおります。それで次の契約の段階できちりと見直しをしたい。というのは、用地の借地料については金額がどんなふうになるかを今担当で検討しており、できたら買い上げたいということで考えております。長年借地で来ておりますのでかなりの年数でそこら辺を整理したいというふうに思ってますし、施設のそういった改修についても一定の金額を決めて、それ以下は業者負担、それ以上は町負担というような形、そういったきちっと整理をしたいと思ってます。これはずっと歴代でこうやってきてますので、一気に見直しができなかったのは土地の問題があったので地主さんのほうにはまだ直接当たっておりませんが、

ご協力願えるというような話も聞いておりますのでできればそういったところで整理をしていきたいと、このように思っています。

川端委員長 では、委員の皆さん、衛生費の質疑、終わってよろしいですか。

中原委員 決算書の80ページの節13委託料にかかわってお尋ねをいたします。

妊婦一般健康診査委託料の利用実績等についてお尋ねをしたいと思います。妊婦検診についても町としては非常な努力を図られて、一人当たりでいいますと1万6,000円近い増額をされたのが昨年度であったかと記憶をしております。利用実績を確認するとともに、この事業がやはり安全、安心な出産等につながっているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

それから、81ページの予防費についてお尋ねをします。

節13の委託料の中に、個別予防接種委託料（三種混合等）というのがあります。それから、節19の負担金、補助及び交付金のところで予防接種負担補助金というのがありますが、この二つが予算と比べて少し実績に乖離があるようにお見受けをしたのですが、何か理由があればお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて84ページの保健事業費についてもお尋ねをいたします。

節13委託料のところで健康診断について掲載されておりますけれども、がん検診については、非常に努力もされて拡充が図られているところでありますけれども、受診率の向上が図られているかどうかお聞きをしておきたいと思います。

門前保健センター所長 まず、80ページ委託料の妊婦一般健康診査委託料ですが、24年度5万8,690円から25年度は7万4,590円へと1万5,900円アップしております。実績につきましては、平成24年度が111人、平成25年度103人ということで、この助成を使っておられない妊婦さんはいらっしゃいません。全員が使ってくださっているという形になります。ただ、10カ月おなかにおりますので24年度の妊婦さん、25年度の妊婦さんが重なっている状況です。平成26年度につきましては、一気に助成額を上げまして、国基準の11万6,840円にして実施しております。

続きまして、81ページの予防費の委託料、それから、負担金の実績が少ないのではないかとご指摘です。

こちらのほうですが、個別予防接種において、平成25年度は、子宮頸がんワクチンが年度途中で接種者に副反応的なものが出て、国から積極的な接種を控える、積極的な勧奨はしないという通達が出ましたので、非常に接種者が減ったこと、それから、三種混合、

不活化ポリオが徐々に四種混合に変わってきておりますのが理由です。当初は三種混合、不活化ポリオ単独で接種した子どもについては、最初にやった方法でなければいけないというようになっていきましたが、三種混合のワクチン供給が足らなくなる、製造しないというような情報もありまして、徐々に四種混合での接種に変わってきているというような状況です。

それから、最後に84ページ、13の委託料です。

各種がん検診の受診率の低迷というのは、当課におきましても非常に頭の痛い問題であります。25年度につきましては、各がん検診の一部負担金を下げまして住民さんに受けていただきたい検診ということで実施しております。また、集団検診の回数を増やす、あと、りんくう医療センターに子宮がん検診等も受けていただけるような交渉をして、住民さんが受けやすい検診体制というのは少しずつは進めておりますが、まだまだ受診率は大阪府の中でも下のほうにおりますので今後より努力していきたいと考えております。今年度につきましては、啓発が足りないのではないかとということもありまして、特に若い世代に受けていただけるよう子育て支援センターまつりでの啓発や健康長寿まつり、また、学校の行事等にも出かけていって若い世代に啓発していきたいと考えております。

中原委員 今お答えをいただきました。特に検診の受診率については大変ご苦労されているところかと思えますけれども、引き続き努力を求めておきたいと思えます。

決算書の88ページの衛生費の中でお尋ねをいたします。

ごみの排出量についてお聞きをしたいと思えます。昨年度においては、一般家庭系ごみの排出量がいかほどであったか。それから、その前の年、ですから2012年と2013年の一般家庭系ごみの排出量のトン数を確認させていただきたいと思えます。

それから、粗大ごみの排出量の傾向についてお尋ねをしたいんですけれども、決算書の88ページの前のページから続いております節13の委託料の上から三つ目、粗大ごみ等処分手数料については、予算より増額しているのかなというようにお見受けしましたので、粗大ごみの排出量そのものとしては増加傾向にあるのか、排出量について確認をしたいと思えます。

それから、今お聞きをしました粗大ごみ等処分委託料の下、三つ目に当たりますが、ごみ処理施設夜間運営委託料とごみ処理施設土曜日運営委託料、これは二つに分けてありますけれども、予算の段階では、ごみ処理施設運営委託料ということで1本であったかなと思うんですが、二つに分ける理由があればお聞きをしておきたいと思えます。

それから、その下の空き缶、空きびん処分委託料、これはちょっと予算書では見受けられませんが、補正予算とかでもしかなかったらお聞きしていたら申しわけないんですけど、ちょっと内容について説明をいただきたいと思います。委託先も含めてお示してください。

かわりあることでもう少しお聞きしておきたいと思います。

このごみの問題にかかわってはよく確認をさせていただく事柄ですが、環境省の定めている目標の達成について引き続き継続して達成できているのかどうかお聞きしたいということと、少し事業系ごみの排出量が気になる場所がありますので、事業系ごみについては排出量がいかにか、目標と比べてどうかという点についてもお聞きをしておきたいと思っています。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、ごみの排出量でございますが家庭系ごみと一くくりでやっておりますけれども、可燃ごみ、粗大不燃ごみ、資源ごみ、この三つで家庭系ごみと、それと事業系ごみと分けております。平成25年度につきましては、家庭系ごみで可燃ごみが4,497トン、粗大不燃ごみ221トン、資源ごみ436トン、それと事業系ごみ1,128トン。24年度で可燃ごみが4,555トン、粗大不燃ごみ152トン、資源ごみ435トン、事業系ごみ1,122トンでございます。増減につきましては、可燃ごみがマイナス58トン、粗大不燃ごみがプラス69トン、資源ごみがプラス1トン、事業系ごみがプラス6トンという状況でございます。ことしの26年4月から7月を前年度と比べますと若干増加傾向でございますが、資源ごみが少し減っているというような状況でございます。これを環境省の定める基本計画に基づく数値、取り組み指標で見ますと、平成24年度の一人一日当たりごみ排出量、これについては資源ごみも、粗大ごみも全部含まれますが、この数値がマイナス21.8、平成12年度と比べての数値の取り組み目標が平成27年度までに排出量を約10%削減という取り組み指標が24年度ではマイナス21.8%、25年度でマイナス20.2%と数値的には若干下がっておりますが指標としてはクリアしております。また、先ほどの家庭系ごみの中から不燃ごみを含んで資源ごみを除いた一人一日当たりの排出量、平成24年度ではマイナス22.5%、25年度ではマイナス20.8%という対平成12年度の数値でございます。この取り組み指標につきましては、平成27年度までに排出量を20%削減と、いずれもクリアをいたしているというところでございます。

それから、決算書の88ページのところでございます。

粗大ごみ等処分委託料、これにつきましては平成25年6月に事件がございましたので、

その関係で粗大ごみの業者への委託については、解除した関係で粗大ごみの処分を単独で町で処分をしたものでございまして、粗大ごみの仮置き場に置いていたごみの処分が平成25年度で577万5,000円、それと、蛍光灯の処分、これも含めて、これが98万9,667円と、合計で676万4,667円。この中には、当初の2カ月分の委託料も含んでおりますけれども、そういう内訳となっております。

それから、ごみ処理施設の夜間の運営委託料、土曜日の運営委託料というのを分けたということにつきましては、今までは一つの名称でごみ処理施設運営委託料ということでしたけれども、同じ施設の中で委託をしている夜間と土曜日というものがございまして、より明確に委託料の内容がわかるようにということで、25年度の決算におきまして分けて表記をさせていただいたというものでございまして、内容がより明確になるということで分けさせていただいたものでございます。

それから、空き缶、空きびん処分の委託料につきましては、先ほど申しあげましたように粗大ごみの処分に合わせて、空き缶、空きびんだけを処分したものでございまして、業者につきましては、和歌山の安田金属興業に処分を委託をしたものでございます。

中原委員 今のお答えでいきますと処分料にかかわってですが、粗大ごみの処分料が決算金額でいきますと大きくなっているように見えますけど、それは特段の事情があつてのことで量が増えているということではないということでしょうか。以前、粗大ごみについて、排出量については減少傾向にあるということをお聞きしていたんですが、排出量についての傾向があれば確認したいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 粗大不燃ごみが24年度と25年度と比べますとかなり増えております。これにつきましては、24年7月からの土曜日の持ち込みごみの許可、それと25年10月からの小型の不燃ごみの毎月収集ということによりまして、やはり家庭から出てくる粗大ごみ、不燃ごみというものは増えているという傾向でございます。それが大きな数値を押し上げる原因と考えております。

中原委員 ごみ処理施設の夜間と土曜日を分けての記載なんですけど、より親切な格好ということかと思いますが、これはそれぞれ委託先が違うんですか。それもあつて二つに分けたということなのでしょうか。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 一番大きく違うのは委託の業務内容がまず違いますので、一つは、夜間の5時半以降の翌朝9時までの夜間運転、24時間の焼却業務。それともう一つは、土曜日は土曜日だけの朝9時から夕方5時半まで事業系のごみの受け入れ、それと

各家庭からの粗大ごみの受け入れという業務をやっておりますので、業務内容が違うことから明確にさせていただいたというものでございます。

川端委員長 よろしいですか。

では、衛生費の質疑を終わってよろしいですか。

出口委員 すみません。88ページの節の14使用料及び賃借料です。この中で車両借り上げ料が244万5,450円という金額が上がっております。これはどういう目的で、どういうふうな台数で借り上げたものか、その説明をお願いしたいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、借り上げている車両につきましては4トン、これは焼却灰と燃え殻をフェニックスに運搬する4トンの車両。それと場内の集まってきた粗大ごみとか不燃ごみとかの整理のための2トン車の借り上げ。それとリサイクルセンターで使っておりますショベルローダーの借り上げと3台でございます。また、4トンにつきましては、新しく車両を交換したことから再リースの分もこの金額の中に含んでおまして、一時的には4トン車が2台というような形になっておりますけれども、現在は4トン車が1台、2トン車が1台、ショベルローダーが1台という3台分でございます。

川端委員長 よろしいですか。

では、衛生費の質疑を終わりたいと思います。

次に、土木費の質疑に入りたいと思います。

もう土木費で1ページやけどもあきませんか。

土木費に入ります。

決算書の103ページの目1都市計画総務費のうち、住民生活課、路線バス運行事業者補助金にかかるものをごらんください。質疑ございませんか。

中原委員 時間のことと疲れのことがありますので、資料を請求したいと思います。

住民生活課の路線バス運行事業者補助金にかかわって、乗客数を資料で後で結構ですので、あと、今言いたい。

今言いたいみたいなので言うてもらいましょう。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 平成25年の乗客数でございますが、基本路線12万5,889人、支線の合計8,158人、これで24年度と比べますと平成24年度が基本路線が13万6,621人、1万732人の減、7.9%の減となっております。支線につきましては、平成24年度が7,712名、増減が446名の増、5.8%の増という状況でございます。

川端委員長 よろしいですか。ほかに土木費の質疑ございませんか。

田島委員 今、赤バスのほうで波戸元課長、乗客数を教えていただいたんですけども、今回4、150万円の補助金に対して不用額が3,000円出ているんですが、客が減ってるわけやね。減って会社としたら経営がしんどいということですか。これでは余りよろしくないです。やはりどんどんどん空気運ばんとお客さんを運んでいただいたらお客さんが増えるんですけども、ちょっとこの部分について雑談的な話になるんですが、私、事情があって先般から2週間よその建物で滞在してきました。その中で、今岬町の方がたくさんおる施設で、これまた困ったもんやなと思って、知り合いばかりで。しかし、その滞在する方も困ってるんです。なぜかという、そこの施設は便利が悪いんです。はっきり言いまして医大にしても、日赤にしても、労災にしても、ともかく免許のある方は便利ええわね。そして免許のない方は便利が悪いんです。一日仕事です、外来についても。そして滞在する方も付き添いの方も免許証がなかったら、毎日洗濯物を変えに来たりいろいろできないんです。そこで一つ、それだけお客さんが減っている赤バスでしたら一つ担当から、ちょっと岬町から外へ出てちょっと稼ぎに行きよと、なぜかと言ったら稼ぎ場所を教えてあげると。はっきり岬町から何年か前に和歌山の市会議員とお話しして、大川の住民さんが赤バスを延伸してくれというお話も聞いて、いろいろ担当課とバス会社と話をした経緯は知っております。そしたらそのお話をやはり有効にするんだしたら、もうちょっと足を延ばして加太の駅前経由労災病院行きとしたら、たくさん岬町の高齢者が通っている病院に、直行バスが行けますわな。100円で行けとは言うてませんよ、しかしながらたとえ500円でも、1,000円でも喜んで乗ると思うんです。はっきり言うてね。何やったら、加太線と多奈川線連動したらどうかと、そんな大それたことは言いません。しかし、岬町もええところあるなど、やっぱり過疎化であれば病院行きのバスもどんどん走ってますわな、国の過疎化対策の指定受けたらね、岬町は受けてないんです。そこで、岬町は加太経由労災病院行きを走らせるとは、町長大そうな男やなど、そういう多目のことも上がるし、これから人口も減っているんですけど、そういうことをバス会社にひとつ今度機会があったら、そういうことを申し入れてほしいなと思うんです。私は個人的に議員活動でこのようなことを、どんどんどん次に向けて説明なりアピールしていくつもりです。岬町としてもやはり、赤バスもそれだけ経営苦しかったら、そういう隣接の大きな病院へ直行バスを走らすように、私、今言っているんですけどね、町が動いてくれるかしてくれないかそれは別問題ですと、しかし私は住民代弁者としてこれからばんばんこぼ

んこ私は訴えていきます。ということは、2週間滞在して皆さんの意見を聞いたわけですね、私は、その施設でね。そして、外来のお客さんとも患者さんとも会って話を聞いたら、どうか走らせてほしいとそういう要望があるんです。ということで、ひとつ高齢者、そしていろいろ健康診断でひっかかってこれから入院される方の受け皿の、交通の受け皿も考えてほしいと思いますので、ひとつ担当課の皆さん、バス会社に今大変な現状ですと、お客さん集めるんだったらこういう方法もありませと、田島が言うてましたと言ってもらっても結構です。私も直接その会社へも言いに行きますし、そして住民にもこういうことを委員会で言いましたと、やるやらんはやっぱり行政の問題ですと、はっきり申しますので、どうですかその考え、一言言ってもらえる考えありますか。

なかつたらなかつたらで、また住民さんに説明せなあかんし、どうですか。

古橋しあわせ創造部長 バスにつきましては、先ほど担当からご説明しましたように、当然乗客数が減るとことは収入が減りますので、しかも経費的なものは減らないということで、経営は苦しくなるというのは、これは道理でございます。

先ほど、委員から大川の件もちょっと触れられてましたけれど、大川のほうも、そのときも少しお話をさせていただいたかと思うのですが、府県をまたがっていく、例えば他市町村にまたがっていくというのは非常に交通の部分になりますので、競合バスとかその他の乗合についてのいろいろな協議なりが必要になってこようかと思っております。

大川についてもようよう和歌山市さんのほうも少し動きかけておまして、アンケートなどを実施するという事も聞き及んでいるところでございます。だから、一歩ずつ大川の部分については、和歌山市さんも考えていただいているのかなと思っております。バス会社には、当然乗客数アップについて、何らかの対策をしてほしいというのは当然、その今委員のご指摘以外にも、いろいろな形で話をさせていただいております。で、また、この件につきましても、こういう意見がありましたよというのは申し伝えさせていただきたいと思います。ただ、多分委員のほうもご承知やと思いますけれど、いろいろ交通の部分については、なかなか困難な部分も非常に多いということも見えておりますので、その辺も含めて意見として伝えさせていただきたいと思います。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 部長おっしゃるとおりで、やっぱり会社も大変だと思います。岬町も、この前「岬だより」見たら、9月号を見たら、もう1万7,000人ではなく、1万6,886人かな、もう大変、ですからバス会社もお客さんが少なくなっているんです。そしたらよそへ、岬

町外からの路線免許を申請して、稼ぎにいきなはれ、岬町の人を病院へ送ったげなはれと、そういう方法もありますので、部長からひとつ路線免許の獲得の申請をしたらどうですかということを申しといてください。私はこういうことを、きょう言いましたということをもた住民さんに言いますので、これは町の問題ということやなくてバス会社の問題ですけど、ひとつ町も議会もひとつ頑張ってできたら通院、入院の岬町の住民を助けるためにもバスの延伸をお願いしたいと、かように思います。

要望しておきます、委員長。

川端委員長 そしたら、もう皆さんよろしいですか。

副委員長どうぞ。

竹内副委員長 すみません、1点だけ。

以前からちょっと話には出てたんですけども、駅着く、待ってる、電車が着く、バスがない、以前そういうような話が出たと思うんですけどね、そういう時間の組み方というのは是正されたのかどうか、それだけ教えてください。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 24年の4月にこのバスを走らせて、すぐに非常に乗り継ぎが悪いということで改正をして、現在の時刻表が24年9月10日で、今の現在の時刻表で運行しております。このときに、南海電車のみさき公園駅で乗り降りの分を全部調整して、新しい時刻表に改正をしたというところなんですけど、昨今の交通渋滞もちょっと影響しているのかなとは思いますが、駅での電車が着いてバスがないというところについては、ある程度みさき公園の駅では、電車の乗客がおりののを待っているんですけども、どこかで一つ遅れてくるとずっとダイヤが遅れてきますので、現行は今の24年9月に改正をしたダイヤどおりで、変更はしていないんですけども、余り住民さんのほうからたくさんそういう苦情というのも、私のところでは把握はしていないんですけど、そういう実態があるということも聞いてはおります。それもあわせて、バス会社のほうには申し入れはしておりますけれども、夕方の交通事情とかですね、朝の渋滞とかいうことも若干影響しているのかなとは考えておまして、みさき公園での駅での待ち時間をもう少し延ばすとかですね、というようなことも一つ考えてほしいということも申し入れてはおります。

竹内副委員長 ありがとうございます。

今言われたとおり、私、淡輪ですので、淡輪の駅によく迎えに行ったりするときに、バスが着いて、もうほんま30秒もしないうちに出ていくと、ということは、電車が着く前

にもういない、そんな状態が非常に多いように思うんですよ。そら、時間帯によると思うんですけどね、その辺もちょっとだけまた調査していただいて、できる限り乗っていただけるように考えていただいたらなど、要望しておきます。

古橋しあわせ創造部長 その辺の実態についてはですね、ちょっと調査をさせていただきたいなど思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

川端委員長 では、土木費の質疑を終わりたいと思います。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

反対の方いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、そしたら中原委員どうぞ。

中原委員 本委員会に付託をされました昨年度の一般会計決算の認定については、同意をしたいと思います。

質疑についてはある程度割愛をさせていただきましたが、子育て支援策や各種がん検診の拡充など、町の英断によると思われるものが数多く見受けられますので、認定に同意したいと思います。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

反対いらっしゃらないですね、竹原委員どうぞ。

竹原委員 私も、本委員会の質疑をお聞きしまして、丁寧に説明もされておる中、また、町長からも火葬場の件について、どんどんと努力をするということでしたので、賛成という立場でさせていただこうと思います。

川端委員長 竹原委員の討論が終わりましたが、ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第53号「平成25年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託された案件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第53号のうち、本委員会に付託された案件は認定されました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思いますよろしいでしょうか。

再開は10分休憩して35分に再開したいと思いますので、お願いします。

休憩 午後3時24分

---

再開 午後3時35分

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第55号「平成25年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 決算書137ページから166ページをごらんください。

質疑はございませんか。

中原委員どうぞ。

中原委員 決算書の143ページ、国民健康保険料についてお尋ねをいたします。

昨年度においては、保険料の引き下げが可能であるというか、そういう見通しが当初示されていたかなと思うんですけども、それは実際に実現したのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、昨年度においては保険料の算定の見直しも行われて、本決算書の資料の中ではそれも反映されているということかなと思いますけれど、その件にかかわって混乱や苦情等はなかったか確認をしたいと思います。

あわせて146ページの特定健康診査等負担金にかかわってお尋ねをしたいと思います。特定健診にかかわっては、ここの欄だけではないんですけど、受診率の向上に向けて担当課では努力されているところと認識しているところではありますけれど、受診率はいかほどであったのか確認をさせていただきます。

川端委員長 はい、答弁を松井課長。

松井しあわせ創造部保険年金課長 まず保険料の件ですが、平成24年度と25年度、一人当たり保険料を比較しますと、平成25年度の一人当たり調定額が9万5,758円、平成24年度の調定額が10万5,447円、マイナス9ポイントほどの保険料が減額されたとい

うことで、保険料が値下がりしたと言えるのではないかと思います。

あと、保険料の算定の見直しで、資産割の廃止を実施しました。それで、本年7月に本算定を実施して、保険料の決定通知をさせていただいたところ、保険料の変更のあった方については、問い合わせ等で、窓口のほうに来られます。中には、資産割が廃止されたことによって保険料が下がったというお話もいただきましたし、反対に資産割がかかってなかった方については、上がった要因もありますので、その説明をしっかりとさせていただく中でご理解をお願いしました。

続いて、特定健診の受診率ですが、まだ法定報告が10月ということで、正確な数字は出ておりませんが、見込みとしまして平成25年度では、対象者数が3,840名程度、受診者数が784名程度ということで、受診率は20.4%の見込みです。平成24年度と比較しまして、平成24年度では21.3%と、受診の自己負担額の見直し等と、あと追加項目を実施した平成24年度と比較して、若干受診率は下がっている状況です。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 引き続き、質問をさせていただきます。

決算書の163ページ、保険事業費の節19負担金補助及び交付金のところで、人間ドック負担金が掲載をされております。かねてより補助金の金額を戻すようにと求めておりますが、本決算においては戻されていないのかということと、それから人間ドック、脳ドックそれぞれの受診者って言うのかしら、この補助を受けられた方の人数をお聞きしておきたいと思います。

松井しあわせ創造部保険年金課長 決算書163ページの人間ドック負担金ですが、平成25年度におきましても、人間ドック、脳ドックともに1件当たり2万7,000円の助成を行いました。

また、受診件数は、平成25年度において、人間ドックが66件、脳ドックが22件です。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 今の人数は、ごめんなさい平成25年度っておっしゃいましたね。大分減っているんですね。私の認識違いかしら。その前までの減りぐあいと比べて、随分昨年度は減ったように思うんだけど、何かあるのかしら。後期高齢の関係とか、まず、随分減ったなという印象を受けているんですけど、そのことについてはどうでしょう。

松井しあわせ創造部保険年金課長 平成24年度の人間ドックの受診件数が73件です。ことし2

5年度で66件ですので、この2年でいきますと大体70名前後の方が受診していただいているという状況です。

川端委員長 よろしいですか、中原委員どうぞ。

中原委員 今、一度に減ったなと思ったのは、人間ドックの数が大きく減っているように私は思っただけですけども、2011年と比べるとかなりの減少という感じを受けるんですね。それで、これは補助金の減額との相関関係は調査していないでしょうから明らかになりませんが、予算の範囲内におさまるものなのではないのかなと思うんですけど、この人間ドックの負担金を前と同じ金額でなかったとしてもですね、少し増額をすると、受診をされる、検診をされる方の持ち出しを少しでも減らすということによって、町としてというか、国保会計として予算の中におさめることはできるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

松井しあわせ創造部保険年金課長 この人間ドック負担金の財源は全て保険料もしくは基金を活用して、この人間ドックの助成を実施しています。今現在、基金を保有しているので、財源は基金で賄っておりますが、基金がなくなれば、皆さんの保険料に転嫁する必要がある事業です。今後、引き続き人間ドック助成の事業を進めていく上で、この金額が妥当ではないかと考え、継続していく上で、今後もこの金額でいきたいと考えています。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 やはり、早期発見、早期治療ということから、医療費の給付の抑制ということにつながっていくと思いますので、そこは少し私の考えと立場が少し違うというか、ということなのでしょうけれども、そのこともぜひ今後ご検討いただきたいと思います。

川端委員長 ほかに質疑ございませんか。

竹原委員どうぞ。

竹原委員 157ページ一番下のところの、出産育児一時金というところなんですけれど、件数を教えていただこうかなと思います。

川端委員長 松井課長。

松井しあわせ創造部保険年金課長 出産育児一時金の件数は、平成25年度で15件でした。

川端委員長 竹原委員どうぞ。

竹原委員 前年というのもわかりますか。

松井しあわせ創造部保険年金課長 平成24年度は17件の出産件数でした。

川端委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、これで質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論からですけれど、反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 次に賛成討論。

中原委員どうぞ。

中原委員 住民の立場から言いますと、気に食わないというのは不適切なのかな、承服しがたい事柄もありますが、はじめにお聞きをしました一人当たり保険料については、わずかではあっても引き下げが実現されたということを考慮して、反対する立場ではありません。

人間ドック、脳ドックについては、先ほど申し上げましたが、私としては引き続き拡充を求めていきたいと思ひますし、一部負担金については質問はしませんでした。今後、一層の周知を図っていただきたいと要望して、本決算認定については賛同したいと思ひます。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号「平成25年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第55号は本委員会において認定されました。

議案第56号「平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 では、決算書167ページから175ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員どうぞ。

中原委員 決算書の170ページ、後期高齢者医療保険料の滞納繰り越し分にかかわってお尋ねをしたいと思います。

資格証の発行が行われているかどうか、確認をしたいのが1点であります。

それから、滞納者数と短期証を発行しているとすれば、その人数も確認したいと思います。

川端委員長 松井課長。

松井しあわせ創造部保険年金課長 後期高齢者医療制度の被保険者の中で、資格者証の発行をしている件数はゼロ件です。

平成25年度の滞納者数及び短期証の交付の件ですが、滞納者数は9名、そのうち短期証の交付が4名いらっしゃいます。

川端委員長 よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さん質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論どうぞ。

中原委員 町の実際の実務としては、努力されているところかとは思いますが、本決算認定については、この後期高齢者医療制度そのものの速やかな廃止を求める立場から、賛同しかねるという立場であります。

川端委員長 中原委員の反対討論終わりました。

続いて賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ございませんね。ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号「平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第56号は本委員会において認定されました。

議案第59号「平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 では、決算書196ページから222ページをごらんください。

質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

ありますか、では、中原委員どうぞ。

中原委員 決算書の201ページ、保険料の滞納繰り越し分普通徴収保険料滞納にかかわってお尋ねをしたいと思います。

滞納によってサービスの利用の制限が発生していないかどうか、確認をさせていただきます。

それから、203ページの介護保険事業費補助金の介護システム改修事業補助金についてお尋ねをします。

これは以前、補正で計上されたものであったかなと思うんですけど、209ページの節13委託料の中にある事務処理システム関連2つありますけれど、これもこの件とかかわりがあるものなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから216ページの節8報償費、これは当初予定されていたものが支出をされていないようですが、何か計画が変更になったようなことがあったのかお聞きをしておきたいと思います。

あわせて節13委託料の備考の欄に2つの事業がありますが、これは2つとも補正でもしかしたら変更があってお聞きしていたら申しわけないんですけど、ちょっと予算のときは金額に変わりがあるように感じたので、何か事情があつてのことか確認をさせていただきたいのと、それから二次予防対象者把握事業委託料について、その把握状況についても確認をさせていただきたいと思います。

川端委員長 池下課長。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 まず、保険料の給付制限についてなんですが、確かに滞納され

た方、給付制限しないといけないのですが、ご事情をお聞かせいただきまして、分納誓約、必ず保険料を入れていただくということを条件に利用給付制限を現在のところ実施しておりません。

続きまして、こちらの介護保険事業費補助金72万6,000円の分なんです、これは消費税増税に伴う介護報酬改定による事務処理システムの改装費なんです、歳出で言いますと、209ページの委託料の上から2番目、事務処理システム改装委託料387万2,100円、こちらのほうに対応しております。

続きまして、216ページの8報償費、36万円全て不用額と上げている分なんです、こちら介護予防教室等、当初、保健師、看護師を使って血压測定しようということを考えていたのですが、町の看護師、保健師を使いまして実際自分らでやったということで、報償費を支払わなくなったと、支払うことが必要なくなったということで、こちら執行をしておりません。

13の委託料ですが、通所型介護予防事業委託料と二次予防対象者把握事業委託料についてなんです、通所型介護予防事業委託料、当初予算と比べて大体100万円以上執行額が低いんですが、こちらのほうは国民健康保険の介護予防事業等協力してやって、費用を分担したということで、費用のほうを少なくしております。実際には6講座60日、934名の方参加していただきまして、認知症ケアであるとか、運動の教室であるとか、ここでノルディック、先ほど竹原委員がご指摘いただきましたノルディック教室もこちらでしております。

続いて、二次予防対策対象者把握事業なんです、65歳到達の方に介護予防チェックリストを郵送で、毎年1月ぐらいにさせていただいております。25年度におきましては、356人の方にお送りさせていただきまして、209人の方にご回答いただきましたので、アドバイスをお送りいたしまして、その中で特に訪問等必要な方につきましては、保健師あとケアマネ等が訪問をして、介護予防教室のご利用を勧奨しております。

川端委員長 いいですか、中原委員。

はい、ではほかの。

竹原委員どうぞ。

竹原委員 219ページの任意事業費の中の8の報償費というところで、不用額がたくさん出てくる介護予防教室等報償費というのが、ノルディックかなと思ったのですけれど、それはノルディックではなしに別の事業であって、先ほど課長が答えていただいたほうがノルディ

ックであるという解釈でよろしいのでしょうか。ちょっとややこしかった。

川端委員長 ちょっとこれについての説明ね。

池下課長。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 すみません。大変遅くなって失礼しました。

こちらの報償費なのですが、成年後見人制度のご利用者に対する報償費でありまして、実際は支出が少なかったということで。

失礼いたしました。やはり成年後見人制度なのですが、執行額は実際は補助金負担金及び交付金のほうで執行をしているのですが、当初予算のほうで報償費で予算化しておりまして、実際の利用が少なかったですので、実際利用されなかった方につきましては、報償費で69万円不用額として出ております。

説明が遅くなりまして申しわけございません。

川端委員長 わかりました。

結局、この報償費の中で、3万2,000円使ったのは介護予防教室の報償費に使ったということなんやね。で、あと69万円不用額で出ているけれど、その成年後見人制度では使わなかったからということなのかな。

できたら、もう一回説明してあげてください。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 すみません。大変失礼いたしました。

3万2,000円につきましては、介護予防教室として支出したものです。それ以外のものにつきましては、当初成年後見人ということで考えていたんですが、実際は負担金及び交付金に流用いたしまして執行しまして、執行しなかった分につきましては不用額として出させていただいております。

大変失礼いたしました。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 本来聞きたかったのは、ノルディック人口が結構増えてきて、町の中、結構散歩されている方、両手にステッキを持って歩かれている方が増えてきたなということで、もっともノルディックを普及させるために、町のほうで取り組んでいただきたいなと思って、その予算というのが実際どのぐらいかかっていたのかなというのを確認したかったので、もう一回確認しますけれど、それは216ページの委託料というところで執行されているということですね。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 介護予防教室に関しましては、介護予防事業の中で執行してお

りまして、二次予防事業あるいは一次予防事業の中で実施をしております。

で、今回の任意事業につきましては、それ以外のものと考えております。

川端委員長 竹原委員どうぞ。

竹原委員 町民体育館のところでノルディック教室を何回か開催していただいていると思うんです

けど、その参加人数というのは大体把握されてますか。

川端委員長 池下課長。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 すみません、大変失礼いたしました。

昨年度につきましては、61人参加しております。

川端委員長 よろしいですか。

どうぞ、副委員長。

竹内副委員長 219ページの委託料の健康長寿まつり委託料って、健康長寿まつりをどこに出す  
んですか。どこへ委託するんですか。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 こちらの委託料ですが、骨密度測定器それとこちらでもノルデ  
ィックのほうをしております、そちらの委託料になっております。

金額が、骨密度測定器が26万7,750円、ノルディックのほうが2万5,000円  
となっております。

川端委員長 よろしいですか。

では、質疑を終わりたいと思います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第59号「平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」に  
ついて原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第59号は本委員会において認定されました。

議案第60号「平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定

の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 では、決算書223ページから229ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員どうぞ。

中原委員 228ページの事業費のうち、節7の賃金についてお尋ねをいたします。

嘱託職員の賃金の決算額が予算額に比べると少し乖離があるようですので、何か要因があればお聞かせをいただきたいと思います。

川端委員長 一つだけね、池下課長。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 嘱託職員1名のこちらの金額につきましては、看護休暇で休んでいたということで実績額が、少なくなっております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では、ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第60号「平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第60号は本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案11件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力、よろしくお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。  
どうも長時間ご苦労さまでございました。

(午後4時01分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年9月9日

岬町議会

委 員 長 川 端 啓 子